# 和泉市生涯学習センター 指定管理者公募資料

令和7年8月 和泉市教育委員会

ı	$\overline{}$	1 V/L
	ш	ハノ

資料1	個人情報取扱特記事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料2	経費見積注意事項(様式第7号関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
資料3	指定管理者自主事業実施基準・・・・・・・5
資料4	和泉市生涯学習センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
資料5	和泉市生涯学習センター条例施行規則・・・・・・・・・・・17
資料6	和泉市行政財産使用料徴収条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料7	和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料8	和泉市行政財産使用料徴収条例の施行に関する和泉市教育委員会規則・・・・・・・・ 60
資料9	和泉市生涯学習センターの管理運営に関する要綱・・・・・・・・・・・・61
資料10	和泉市生涯学習センターマルチビジョンの掲載に関する基準・・・・・・・・・・ 67
資料11	和泉市生涯学習センター利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
資料12	和泉市生涯学習センター収支決算状況及び内訳・・・・・・・・ 74
資料13	和泉市生涯学習センター講習講座一覧・・・・・・・・・・・・ 82
資料14	和泉市生涯学習センター保守管理運営業務一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・(別冊)
資料15	和泉市生涯学習センター備品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料16	施設の利用許可申請に関する運用について・・・・・・・・・ 87
資料17	電気自動車普通充電器及び急速充電器の利用実績について・・・・・・・88
資料18	駐車場の利用料金設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
資料19	障がい者減免について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
資料20	イベント開催における危機管理マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・(別冊)
資料21	和泉シティプラザフォーラム会議について 91
資料22	現行予約システム什様について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

# 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 指定管理者に指定されたもの(以下「指定管理者」という。)は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、指定管理に関する協定(以下「協定」という。)による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第2条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不 当な目的に利用してはならない。協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、協定による業務に 関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことそ の他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (保有の制限等)

- 第3条 指定管理者は、協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない
- 2 指定管理者は、協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報 を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第4条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他 の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、和泉市(以下「市」という。)の指示又は承認があるときを除き、協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託 し、又は請け負わせてはならない。

#### (資料等の返環)

第8条 指定管理者は、協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは 作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。た だし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (事故報告)

第9条 指定管理者は、協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

#### (実地調査)

第10条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、 随時、実地に調査することができる。

#### (指示)

第11条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その 取扱いが不適当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

#### (協定解除及び損害賠償)

第12条 市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の 解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 経費見積注意事項(様式第7号関係)

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するにあたっては、以下の点に留意してください。

#### 1 支出計画について

#### (1) 人件費

- ① 和泉市生涯学習センター管理運営業務仕様書(以下、「仕様書」という。)で示す職員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- ② 人件費の積算は、「正規職員」「嘱託職員(非常勤の専門嘱託員など)」「臨時・パート職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は「嘱託職員」に含めて計上すること。
- ③ 計上する人件費には、給料・賃金・手当の他、社会保険事業主負担分等を含めて積算すること。

#### (2) 燃料費・光熱水費

① 燃料費及び光熱水費は、指定管理者が調達できる単価(調達単価)によって積算すること。なお、協定締結における単価の取扱い及び指定期間中の物価変動リスクについては、仕様書P23 (23指定管理者と市の責任分担)の規定によるものとする。

#### (3) 修繕料

① 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す和泉市指定額を計上すること。なお、これと 異なる金額で積算を行うことは認められないため注意すること。

指定管理料に含めるべき修繕料 (和泉市指定額) 9,000,000円/年

- ② 指定管理者は、仕様書に規定するとおり、原則として、①の指定額のうち、1件50万円未満の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に余剰金が発生した場合には、和泉市に返還するものとする。
- ③ 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、上記修繕料にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施すること。
- ④ 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は 和泉市に帰属するものとする。

#### (4) その他の経費

- ① 消耗品費、役務費その他の経費については、仕様書に示す業務内容に十分留意し、必要経費を 積算すること。
- ② ESCO (Energy Service Company) 事業の導入によって更新した機器に係る保守点検については、ESCO事業者が行うため、保守点検費用は支出計画には含まないこと。

契約期間:令和元年10月1日~令和14年3月31日

受注者: 東芝エレベータ株式会社 関西支社

③ 自主事業に関する経費は指定管理者の負担となるので、当該支出計画には計上しないこと。

#### 2 収入計画について

# (1) 利用料金収入

施設及び附属設備の利用に係る利用料金収入(駐車場の利用料金収入を含む)は、指定管理者の収入とするが、指定管理者が施設の利用率等の予測により積算した利用料金収入より実際の利用料金収入が減少した場合であっても、市は補填しないものとする。

#### (2) 自主事業収入

- ① 指定管理者が、自らの提案により実施する各種自主事業収入は指定管理者の収入となるので、 収入計画には計上しないこと。
- ② 自主事業の実施については、指定管理料の低減に繋がるよう計画すること。
- ③ 自主事業の提案については、公募資料3 (指定管理者自主事業実施基準) の規定に留意すること。

#### (3) その他収入

指定管理者が自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金(利益)を見込んでいる 場合においては、「自主事業剰余金」に計上すること。

#### 3 指定管理料の積算

(1) 指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

項目		金額	備考
支出総合計	1		自主事業経費を含まない
利用料金収入	2		
その他収入	3		自主事業剰余金、自己財源等
指定管理料見積金額	4		①- (②+③)

和泉市が支払う指定管理料は、和泉市が仕様書を変更する場合又はリスク分担表に該当する事態が 発生した場合を除き、指定期間中は固定金額(指定管理料の変更はしない)とする。

例えば、計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などに おいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので留意すること。

また、指定管理料は、会計年度ごとに支払うものとし、時期や金額、支払い方法は、協定書により定めるものとする。

# 指定管理者自主事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における自主事業とは、市が定める管理運営業務仕様書に指定管理者が行うべきものと しての具体的定めがなく、また指定管理料で当該経費を支出していないもので、指定管理者が自らの企 画により行う事業をいう。

(事前協議)

第3条 指定管理者が自主事業を行うにあたっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、下表の基準により承認するものとする。

区分	承認基準
一般利用に供する諸室を活用して自主事業を行う場合	次のすべての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を承認するものとする。  ① 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること ② 事業規模が施設許容量に照らして適当であること ③ 対象者の設定に公平性が認められること ④ 民間事業に多大な影響を及ぼす(圧迫する)懸念がないこと ⑤ 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること ⑥ 事業内容が公序良俗に反しないものであること ⑦ その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること
一般利用に供する諸室以	この場合は行政財産目的外使用にあたり、個別に判断するものと
外の部分で自主事業を行	する。なお、許可する場合においても、行政財産使用料徴収条例の
う場合	規定により使用料を徴収するものであること。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市が定めるものとする。

# 和泉市生涯学習センター条例

平成14年3月19日

条例第9号

(設置)

第1条 市民の生涯学習活動及び交流活動を推進し、市民の教養、芸術及び文化の発展並びに生きがいを持てる市民生活の実現を図り、もって市民文 化の振興及び住民福祉の増進に寄与するため、次条の施設(以下「生涯学習センター」と総称する。)を設置する。

(平24条例35·一部改正)

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和泉市生涯学習センター	和泉市いぶき野五丁目4番7号
和泉市生涯学習サポート館	和泉市三林町1273番地の1

(平24条例35・全改)

(施設)

第3条 生涯学習センターに生涯学習に関する諸室及び文化ホール並びにこれらの附属施設を設置する。

(事業)

- 第4条 生涯学習センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 生涯学習に関する事業の実施に関すること。

- (2) 生涯学習に関する相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 芸術及び文化に関する事業の実施に関すること。
- (4) 施設の貸与に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用の許可)

- 第5条 生涯学習センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。
- 2 委員会は、前項の規定により生涯学習センターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

- 第6条 委員会は、生涯学習センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(平24条例25・平29条例33・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第7条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(立入りの制限等)

- 第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、生涯学習センターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。
  - (1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動植物を持ち込もうとする者
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者
  - (3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者

(平24条例25·平29条例33·一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、生涯学習センターの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(指定管理者による管理)

- 第10条 生涯学習センターの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 指定管理者に生涯学習センターの管理を行わせない場合は、委員会が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(平17条例30・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第10条の2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 施設、設備等の維持管理
  - (2) 第4条に規定する事業に関する業務
  - (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付
  - (4) 生涯学習センターの利用を促進するために必要な業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営のために委員会が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の業務に限り、委員会と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(平17条例30・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第10条の3 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき生涯学習センターを 管理しなければならない。

(平17条例30・追加)

(利用料金)

- 第11条 生涯学習センターの利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 2 前項に定めるもののほか、生涯学習センターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。
- 3 利用者は、別表第1(2)駐車場の表に定めるものを除き、第5条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければな

らない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例30・平29条例33・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平17条例30·一部改正)

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例30·一部改正)

(特別の設備等)

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

- 第15条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、生涯学習センターの管理運営に協力しなければならない。
- 2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を 賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市生涯学習センター条例の施行期日を定める規則(平成14年規則第50号)により、平成15年4月27日から施行。ただし、第5条から第7条まで、第9条から第14条まで及び第16条の規定は、平成15年1月27日から施行)

附 則(平成17年条例第30号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成24年教委規則第21号)により、平成25年4月1日から施行)

附 則(平成29年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和泉市生涯学習センター条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る利用料金について適用し、同日前に受けた許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

(平24条例35・一部改正、平29条例33・旧別表・一部改正)

和泉市生涯学習センター基本利用料金

# (1) 施設

(単位:円)

利力	用時間区分	午前	午後	夜間	午前·午後	午後・夜間	全日	1 時間	当当たり
		9:00~1	13:00~1	18:00~2	9:00~1	13:00~2	9:00~2	9:00~1	18:00~2
		2:00	7:00	2:00	7:00	2:00	2:00	8:00	2:00
利用室名等									
文化ホール	休日	31, 870	42, 500	46,750	74,370	89, 250	121,120	10,630	11,690
	平日	25, 500	34,000	37,400	59, 500	71,400	96, 900	8, 500	9, 350
楽屋(小)		7 1 0	9 5 0	9 5 0	1,660	1, 900	2, 610	2 4 0	2 4 0
楽屋(中)		1, 120	1, 500	1, 620	2, 620	3, 120	4, 240	3 8 0	4 1 0
楽屋(大)		1, 500	2,000	2, 250	3, 500	4, 250	5, 750	5 0 0	5 7 0
リハーサル室		4, 740	6, 320	6, 320	11,060	12,640	17, 380	1, 580	1, 580
多目的室		6, 750		9, 210	15, 750	18, 210	24, 960	2, 250	2, 310
スタジオ		1 時間につき 5		·	•	•			
学習室(小)		1, 760		2, 350	4, 110	4, 700	6, 460	5 9 0	5 9 0

学習室(大)	6, 750	9,000	9,670	15, 750	18,670	25, 420	2, 250	2, 420
和室	2, 700	3, 600	3, 600	6, 300	7, 200	9, 900	9 0 0	900
ギャラリー	15,000	20,000	22,000	35,000	42,000	57,000	5,000	5, 500
茶室	2,860	3, 810	3, 810	6,670	7,620	10,480	960	960
特別教室(運動室)	2, 590	3, 450	3, 450	6, 040	6, 900	9, 490	8 7 0	8 7 0
特別教室(調理実習室)	3, 750	5, 000	5, 380	8, 750	10, 380	14, 130	1, 250	1, 350
特別教室(工房)	3, 750	5, 000	5, 270	8, 750	10, 270	14,020	1, 250	1, 320

#### 備考

- 1 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日 から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
- 2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が文化ホール、楽屋(小)、楽屋(中)及び楽屋(大)以外の施設を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 3 利用者が文化ホール以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は 入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 4 利用者が前2項に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額とする。
- 5 平日において、文化ホールを準備又は練習のために利用する場合の利用料金は、基本利用料金の額の半額とする。
- 6 利用者が文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額
- (2) 入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額
- (3) 入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本利用料金の2倍の額
- 7 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの利用料金を加算した額とする。
- 8 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

# (2) 駐車場

時間	料金
1 時間につき	200円

和泉市生涯学習サポート館基本利用料金

(単位:円)

利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1 時間	<b>当</b> 当たり
	$9:00\sim1$	13:00~1	18:00~2	9:00~1	$1 \ 3 : 0 \ 0 \sim 2$	$9:00\sim2$	9:00~1	18:00~2
	2:00	7:00	2:00	7:00	2:00	2:00	8:00	2:00
利用室名等								
学習活動室1	1, 410	1, 880	1, 880	3, 290	3, 760	5, 170	470	470
学習活動室2	2, 050	2, 740	2, 740	4, 790	5, 480	7, 530	6 9 0	6 9 0
学習活動室3	5, 620	7, 500	7,810	13, 120	15, 310	20, 930	1, 880	1, 960

創作活動室	1, 940	2, 590	2, 590	4, 530	5, 180	7, 120	6 5 0	6 5 0
和室1	2, 400	3, 200	3, 200	5,600	6, 400	8, 800	800	8 0 0
和室2	1, 590	2, 120	2, 120	3, 710	4, 240	5, 830	5 3 0	5 3 0
体育室	1 時間につき	1,000円	(18時以降)	は1,100円	)			
トレーニング室	1人1回につき 200円							

# 備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 2 利用者が営利目的をもって利用する場合又は入場料等を徴収する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 3 利用者が前2項に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額とする。
- 4 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの利用料金を加算した額とする。

# 別表第2 (第11条関係)

(平29条例33・追加)

# 個人利用(共用利用)

区分	幼児・児童・生徒	一般
1人1回(2時間以内)につき	100円	200円

# 備考

1 幼児・児童・生徒とは4歳以上中学生以下の者をいい、4歳未満の者の利用は、無料とする。

- 2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人以外の者が利用する場合の利用料金は、 基本利用料金の2倍の額とする。
- 3 個人利用は、和泉市生涯学習サポート館の体育室の共用利用に限る。

# 和泉市生涯学習センター条例施行規則

平成14年12月20日

教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市生涯学習センター条例(平成14年和泉市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 和泉市生涯学習センター及び和泉市生涯学習サポート館(以下「生涯学習センター」と総称する。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て開館時間を延長することができる。 (平24教委規則22・平30教委規則4・一部改正)

(利用時間)

- 第3条 条例別表に規定する各区分ごとの利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。
- 2 利用時間の延長については、生涯学習センターの運営上支障のない場合にのみ許可することができるものとし、利用者は、その延長に係る利用料金を支払わなければならない。

(平30教委規則4・一部改正)

(休館日)

第4条 生涯学習センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は 臨時に休館することができる。

(平23教委規則4・一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

(平30教委規則4·一部改正)

(利用許可の申請)

- 第5条 条例第5条第1項の規定により生涯学習センターの利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分及び中欄に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間に行わなければならない。ただし、委員会が生涯学習センターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

施設の区分	利用者の区分	受付期間		
文化ホール及び文化ホールに附帯する	    市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は	利用日の属する月の12月前の1日から利用日の当日		
施設	 市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法	まで		
	人その他の団体(以下「市民等」という。)			
	 市民等以外のもの	利用日の属する月の11月前の1日から利用日の当日		
		まで		
生涯学習に関する諸室等	 市民等	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日ま		
		で		

	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日ま
		で

- 3 前項の規定にかかわらず、和泉市生涯学習センターにおいて、文化ホールの利用と関連して、同時に生涯学習に関する諸室等を利用する場合については、文化ホール及び文化ホールに附帯する施設に係る受付期間に申請を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、1時間単位での利用に係る受付期間は、利用日の14日前(この日が休館日のときは、直前の開館日)から利用日までの間とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上支障があると認めた場合は、委員会と協議の上、1時間単位での利用を行わないことができる。
- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、和泉市生涯学習センターの駐車場を利用しようとする者は、委員会が別に定める手続を経なければな らない。
- 7 第1項及び第7条の規定にかかわらず、和泉市生涯学習サポート館におけるトレーニング室の利用については、別に定めるトレーニング室利用券 を購入し、提出することをもって利用許可の申請及び許可書の交付に代えるものとする。
- 8 和泉市生涯学習サポート館において、体育室を個人利用しようとする者(利用日の当日に利用できる体育館の施設がある場合において、同日に当該施設の利用許可の申出をして利用しようとする者をいう。)は、利用日の3日前から利用日当日までの期間に利用許可の申請をし、委員会に利用の許可を受けなければならない。

(平24教委規則22・平30教委規則4・一部改正)

(連続利用期間)

第6条 同一の利用者が施設等を連続して利用することができる期間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利用 期間を限度とする。ただし、委員会が生涯学習センターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

施設の区分	利用期間	
文化ホール及び文化ホールに附帯する施設	10日間(ただし、休館日をまたがる場合は、その休館日を含む。)	
生涯学習に関する諸室等	5日間(ただし、ギャラリーを絵画展、写真展、その他の展示の為に利用する場合は、	
	日間とし、この場合他の諸室等を関連して使用する場合も同様とする。休館日をまたがる場	
	合は、その休館日を含む。)	

(平22教委規則3・一部改正)

(許可書の交付)

第7条 委員会は、生涯学習センターの利用を許可したときは、利用許可書(様式第2号)を交付する。

(平24教委規則22・平30教委規則4・一部改正)

(利用の取消し等)

- 第8条 条例第5条第1項の規定による許可を受けた事項の取消し又は変更をしようとする者は、利用取消(変更)許可申請書(様式第3号)を直ちに委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による取消し又は変更を許可したときは、利用取消(変更)許可書(様式第4号)を交付する。

(平24教委規則22・平30教委規則4・一部改正)

(附属設備の利用料金)

第9条 条例第11条第2項に規定する附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各

号に定める額とする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額
- (2) 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が和泉市生涯学習センターを利用するとき 市民等以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額 (平30教委規則4・令2教委規則6・一部改正)

(利用料金の還付)

- 第11条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定める額(第3号及び第4号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額)とする。
  - (1) 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額
  - (2) 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額
  - (3) 利用者が、文化ホール及びこれと同時に利用する施設につき、利用日の60日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額
  - (4) 利用者が、生涯学習に関する諸室等につき、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額
  - (5) 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額
- 2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(平30教委規則4・一部改正)

(特別設備の承認)

- 第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を委員会に提出しなければならない。 (利用者の義務)
- 第13条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。
- 2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。
- 3 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関する一切の責任を負わなければならない。

(平30教委規則4・一部改正)

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第7条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に 復さなければならない。

(入館者の遵守事項)

- 第15条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
  - (2) 許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。
  - (3) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。
  - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
  - (6) 生涯学習センターの運営上支障を来すような行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(委員会が管理する場合の読替え)

第15条の2 条例第10条第3項の規定により、委員会が管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。

# (1) 条例の規定の読替え

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	指定管理者が市長の承認を得て定める 指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める
第11条第3項	 別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると
第11条第4項	指定管理者の収入として収受させる	市の歳入とする
第12条及び第13条	指定管理者は、市長が	市長は、

# (2) 規則の規定の読替え

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第5項	指定管理者が管理上支障があると認めた場合は、委員会委員会が管理上支障があると認めたり	
	と協議の上	
第11条第1項	  定める額(第3号及び第4号については、同号に定める	定める額
	 額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める	
	額)	

(平18教委規則1・追加、平30教委規則4・一部改正)

(定義)

- 第16条 条例別表和泉市生涯学習センター基本利用料金(1)施設の表備考第2項及び第5条第2項の表のその他の団体とは、次に掲げる団体をいう。
  - (1) 町会、自治会等の地縁による団体
  - (2) 特定非営利活動法人
  - (3) ボランティア団体

(平30教委規則4・追加)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(平30教委規則4・旧第16条繰下)

附則

この規則は、平成15年4月27日から施行する。ただし、第5条から第12条までの規定は、平成15年1月27日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市生涯学習センター条例施行規則別表の規定は、平成17年2月1日以後の申請に係る利用料金について適用し、同 日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成18年教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第3号)

- 1 この規則は、平成22年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市生涯学習センター条例施行規則第6条の使用の受付は、平成22年4月20日から行うことができる。

附 則(平成23年教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則の次に4様式を加える改正は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の和泉市生涯学習センター条例施行規則の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則(平成30年教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された申請書は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和2年教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 別表(第9条関係)

(平17教委規則2・平23教委規則3・平25教委規則8・平30教委規則4・一部改正)

# 和泉市生涯学習センター附属設備利用料金表

利用施設等	区分	品名	単位	利用料金(円)
1 文化ホール	舞台設備	音響反射板	一式	5, 000
		式典舞台3点セット(演台1、花台2)	一式	500
		演台	1台	200
		花台	1台	200
		司会者台	1台	200
		指揮者台(譜面台含む。)	一式	5 0 0
		譜面台	1台	100
		譜面灯	1個	5 0
		所作台	一式	3, 000
		平台	1台	100
		地がすり(黒、グレー)	1枚	1, 000
		バレエマット	一式	3, 000
		緋毛せん	1 枚	200

	Ţ		
	長座布団	1 枚	200
	高座用座布団	1枚	200
	上敷	1枚	200
	松羽目	一式	2, 000
	金屏風	2双	2, 000
	紗幕(白、黒)	1 枚	各1,000
	プログラムスタンド	1 台	200
	人形立	一式	5 0 0
		一式	2, 000
	ひな段 (5段)	一式	2, 500
	オーケストラ用椅子	1 脚	100
	コントラバス用椅子	1 脚	100
	ピアノ椅子	1 脚	100
照明設備	基本照明 Aセット	一式	10,000
	基本照明 Bセット	一式	5, 000
	基本照明 Cセット	一式	5, 000
	スポットライト 1. 5 KW	1台	3 0 0
	スポットライト 1. OKW	1台	200

		1 1	
	スポットライト 500W	1 台	1 0 0
	パーライト	1台	200
	ボーダーライト	1列	1, 000
	持ち込み卓(電源含む。)	一式	2, 000
	フットスポットライト	1台	200
	アッパーホリゾントライト	一式	1, 000
	ロアーホリゾントライト	一式	1,000
	カッタースポットライト	1台	200
	センターピンスポットライト	1台	2,000
	シーリングライト	1列	3, 000
	フットライト	1台	1, 000
	スモークマシン	1台	2, 500
	エフェクトスポットライト	一式	2, 000
	ミラーボール(吊型)	1台	2, 000
	ライトタワー	1 基	1, 000
	トーメンタルタワー	一式	1, 000
音響設備	基本音響 Aセット	一式	8, 000
	基本音響 Bセット	一式	5, 000

	基本音響 Cセット	一式	3, 000
	ステージスピーカー	1 対	1, 500
	モニタースピーカー	1台	5 0 0
	コンデンサマイク	1本	5 0 0
	ダイナミックマイク	1本	3 0 0
	ワイヤレスマイク (ハンド)	1本	5 0 0
	ワイヤレスマイク(ピン)	1本	5 0 0
	楽器専用マイク	1本	5 0 0
	3点吊マイク装置	一式	1, 000
	エフェクター類	一式	1, 000
	移動型調整卓(舞台袖用)	一式	2, 000
	カセットテープレコーダー	1台	5 0 0
	CD プレーヤー	1 台	5 0 0
	MD プレーヤー	1 台	5 0 0
	CF プレーヤー	1 台	5 0 0
映像認	#備 ホールプロジェクター (スクリーン含む。)	一式	10,000
楽器部	#備 グランドピアノ A	1 台	10,000
	グランドピアノ C	1台	2, 000

2 ギャラリー	舞台・音響・その他	レセプション基本備品 A セット	一式	10,000
		レセプション基本備品 B セット	一式	5,000
	舞台設備	式典舞台3点セット(演台1、花台2)	一式	5 0 0
		演台	1台	200
		花台	1 台	200
		司会者台	1 台	200
		金屛風	2双	2, 000
	音響	移動型調整卓	一式	2, 000
	楽器設備	グランドピアノB	1台	3, 000
3 学習室(大)	映像設備	固定式プロジェクター	一式	2, 000
4 多目的室	映像設備	固定式プロジェクター	一式	2, 000
5 スタジオ	楽器設備	スタジオ基本セット (録音機器等含む。)	1 時間	700
6 特別教室(工房)	その他	陶芸用電気窯	1台	3, 000
7 特別教室(茶室)	その他	茶道具	一式	2, 000
		立礼道具	一式	1, 000
8 リハーサル室	楽器設備	グランドピアノB	1台	3, 000
9 楽屋	その他	シャワー室	1 室	1, 000
10 マルチビジョン	映像設備	マルチビジョン	1 時間	3, 000

11 共用備品	音響設備	CD・カセットデッキ	1 台	5 0 0
	映像設備	ビデオカメラ	1 台	1, 000
		移動式プロジェクター	1台	2, 000
	その他	シャワー室	1室	1, 000
		長机	1 台	1 0 0
		円卓	1 台	200
		パイプイス	1 脚	5 0
		レセプション用イス	1 脚	5 0
		移動式スクリーン	1 台	200
		レーザーポインター	1本	1 0 0
		展示パネル	1 台	100
		展示ケース	1 台	1 0 0
		展示パネル用スポットライト	1 台	5 0
		展示壁面用スポットライト A	1 台	5 0
		展示壁面用スポットライト B	1 台	5 0
		移動式舞台	一式	1, 000
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 台	1 0 0
		バレエバー	一式	3 0 0

	バレエマット	1枚	200
	パントリー	一式	3, 000
	簡易ワイアレスアンプセット	一式	5 0 0
	持ち込み電源使用料	1 KW	200

#### 備考

- (1) 本表の利用料金は、9:00~12:00、13:00~17:00及び18:00~22:00のそれぞれの時間区分(1時間単位 での利用にあっては、4時間以内)における利用を1回とした額とする。ただし、スタジオ基本セットは1時間を、展示パネル、展示ケース、展示パネル用スポットライト及び陶芸用電気窯は1日を1回とした額とする。
- (2) ピアノの利用料金には、調律料は含まない。
- (3) マルチビジョンの利用料金は、市の事業のために利用する場合は無料とし、文化ホール又はギャラリーの利用許可を受けた者については、1日の利用につき30分まで無料とする。
- (4) パントリー利用については、衛生上の問題から指定する業者利用を条件とする場合がある。

# 和泉市生涯学習サポート館附属設備利用料金表

	利用施設等	区分	品名	単位	利用料金(円)
1	和室 2	その他	茶道具	一式	2, 000
2	シャワー室	その他	コインロッカー	1回	1 0
3	共用備品	音響設備	CD・カセットデッキセット	1台	5 0 0
			簡易ワイアレスアンプセット	一式	5 0 0

映像設備	移動式プロジェクター	1 台	2, 00
	移動式スクリーン	1 台	2 0
その他	指導用囲碁セット	一式	3 0
	囲碁用具	一式	1 0
	指導用将棋セット	一式	3 0
	将棋用具	一式	1 0
	展示パネル	1台	1 0
	座卓	1台	1 0
	長机	1台	1 0
	椅子	1 脚	5
	展示パネル	1 台	1 0
	座卓	1台	1 0
	長机	1 台	1 0
	椅子	1 脚	5
	持ち込み電源使用料	1 KW	2 0

備考 本表の利用料金は、 $9:00\sim12:00$ 、 $13:00\sim17:00$ 及び $18:00\sim22:00$ のそれぞれの時間区分(1時間単位での利用にあっては、4時間以内)における利用を1回とした額とする。

様式第1号(第5条関係) (施設名)利用許可申請書 受付番号 第 号 申 請 日 年 日 利 住 所 和泉市教育委員会 あて 用 団 体 名 者 代表者名 連 絡 先 次のとおり、(施設名)の利用許可を申請します。 利用目的 利用内容 ◎午前=9:00~12:00 ◎午後=13:00~17:00 ◎夜間=18:00~22:00 ○=通常 ●=その他 利用区分 利用日 利用施設 利用時間 施設利用料金(円) 午後 午前 夜間 施設利用料金(A)(円) 会場責任者 申請内容 非営利利用 営利利用 ( 施設利用料金(A)(円) 市民等以外 附属設備利用料金(B)(円) 許可条件 市民等 合計(A)+(B)(円) 特記事項 本利用申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるもの ではありません ・・・・・(チェック) はい□ いいえ□ 申請者 領 収 書(控) 円(内消費税 円) 金額

但し、(施設名)利用料金

上記のとおり領収しました。 年 月 日

指定管理者名

確 認

#### 様式第2号(第7条関係)

(表)

(施設名)利用許可書

	受付番号	第   号
	許可日	年 月 日
利用	住 所	
者	団 体 名	
	代表者名	
	連絡先	

利	用	目	的
利	用	内	容

◎午前=9:00~12:00 ◎午後=13:00~17:00 ◎夜間=18:00~22:00 ○一海帯 ▲ースの地

◎午前=9:00~	-12:00 ◎午後=13:00~1	7:00	◎夜間=	18:00	~22:00 ○=通常 ●=	その他
利用日	利用施設	利用区分			利用時間	施設利用料金(円)
小川田口	<b>小川川地</b> 武	午前	午後	夜間	小小川中山町	旭
会場責任者					施設利用料金(A)(円)	

申請内容	非営利利用	営利利用	(	)	施設利用料金(A)(円)	
許可条件	市民等以外	市民等	(	)	附属設備利用料金(B)(円)	
					合計(A)+(B)(円)	

- ※ 利用者の都合により、利用の取消し又は変更される場合は(施設名)へ問い合わせ後、代表者の印鑑を持参の上、手続きしてくださ

問い合わせ:

上記のとおり、(施設名)の利用を許可します。

和泉市教育委員会

金額 円(内消費税 円) 但し、(施設名)利用料金

上記のとおり領収しました。 年 月 日

指定管理者名

(裏)

#### 意 事 項

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は停止させることがある。
  - (1) 和泉市生涯学習センター条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (3) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団を利するおそれがあると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- 2 利用者は、(施設名)の施設を転貸してはならない。
- 3 利用者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 収容する人員が使用する施設の定員を超えないこと。
  - (2) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。
  - (3) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
  - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
  - (6) 館内を不潔にしないこと。
  - (7) (施設名)の運営上支障を来すような行為をしないこと。
  - (8) 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。
  - (9) 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序維持及び施設、設備の保守に関する一切の責任を負 うこと。
  - (10) 他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動植物を持ち込もうとしないこと。
  - (11) その他関係職員の指示に従うこと。
- 4 利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び回復に要する時間を含むものとする。

#### 利用の手引き

1. 利用開始時について

ご利用される当日に(施設名)事務室に立ち寄り、この利用許可書をご提示ください。職員が確認した後 に貸室の鍵をお渡しいたします。

2. 利用終了時について

貸室の原状回復を行った後に(施設名)事務室にご連絡ください。職員が立会い点検を行います。利用 人数の報告及び鍵の返却をしていただき終了となります。

- 3. その他
  - (1) 利用時間内に出されたゴミはすべてお持ち帰りください。
- (1) 利用時間がに出てれた。イスはすったものボラットたっと。 2) 掲示板・館内放送等がご利用になれます。詳しくは(施設名)事務室にお問い合わせください。 (3) チラシ等を作成し、(施設名)を記載される場合は必ず原稿作成時に事務室へ提出してください。
- (4) 物品の貸出については、事務室にてご確認ください。

お問い合わせ

(施設名称)

(施設住所)

(施設連絡先等)

#### 様式第3号(第8条関係) (施設名)利用取消(変更)許可申請書 受付番号 뭉 第 申 請 日 年 月 日 住 所 和泉市教育委員会 あて 団 体 名 代表者名 連絡先

次のとおり、(施設名)の利用取消(変更)の許可を申請します。

利	用	目	的						
利	用	内	容						
(	争中前	j=9 :	00~	-12:00	◎午後=13:00~17:00	◎夜間=18:00~22:00	○=通常	●=その他	

◎十前−9:00ペ	-12:00	7:00	<b>少权间</b> —	-10:00	~22:00 ○=通吊 ●=4	COME
SI III II	利用施設	利用区分			利用時間	施設利用料金(円)
利用日	机用飑敌	午前	午後	夜間	小小川 时间	旭议利用科金(門)
会場責任者					施設利用料金(A)(円)	

申請内容	非営利利用	営利利用	(	)	施設利用料金(A)(円)	
許可条件	市民等以外	市民等	(	)	附属設備利用料金(B)(円)	
					合計(A)+(B)(円)	
変更理由					実費利用料金(C)(円)	
					計(A) + (B) + (C) (円)	

	区分	変更前利用料金	既納利用料金	変更後利用料金	請求額
利用料金	施設利用料金(A)				
精算額	附属設備利用料金(B)				
(m)	合計(A)+(B)				
(円)	実費利用料金(C)				
	計(A) + (B) + (C)				

計(A) + (B) + (C)	
申請者	
	領 収 書(控)
	金額 円(内消費税 円)
確 認	但し、(施設名)利用料金
	上記のとおり領収しました。
	年 月 日 指定管理者名

#### 様式第4号(第8条関係)

#### (施設名)利用取消(変更)許可書

	受付番号	第   号
	許 可 日	年 月 日
租	住 所	
利用者	団 体 名	
	代表者名	
	連絡先	

利	用	目	的	
利	用	内	容	

◎午前=9:00~12:00 ◎午後=13:00~17:00 ◎夜間=18:00~22:00 ○=通常 ●=その他

0 1 114 0 . 00	12.00 @     10.00 1		0 1/1/1/	10 1 00	22.00 O AEIII •	C 10
AIR D	利用施設	利用区分			- 利用時間	施設利用料金(円)
利用日	村/ 州旭叔	午前	午後	夜間	小川村时间	
会場責任者					施設利用料金(A)(円)	

申請内容	非営利利用	営利利用	(	)	施設利用料金(A)(円)	
許可条件	市民等以外	市民等	(	)	附属設備利用料金(B)(円)	
					合計(A)+(B)(円)	
変更理由					実費利用料金(C)(円)	
					計(A) + (B) + (C) (円)	

	区分	変更前利用料金	既納利用料金	変更後利用料金	請求額
利用料金	施設利用料金(A)				
精算額	附属設備利用料金(B)				
(円)	合計(A)+(B)				
	実費利用料金(C)				
	計(A) + (B) + (C)				

- ※ この許可書は、当日施設を利用する前に必ず受付に提示してください。
- ※ 虚偽の申請等があった場合は、利用許可の取消を命ずることがありますのでご了承ください

上記のとおり、(施設名)の利用取消(変更)を許可します。

和泉市教育委員会

領 収 書金額 円(内消費税 円)

但し、(施設名)利用料金 上記のとおり領収しました。

年 月 日 指定管理者名

様式第1号(第5条関係)

(平30教委規則4・全改)

様式第2号(第7条関係)

(平30教委規則4・全改)

様式第3号(第8条関係)

(平30教委規則4・全改)

様式第4号(第8条関係)

(平30教委規則4・全改)

# 資料6

# 和泉市行政財産使用料徴収条例

昭和42年6月10日

条例第7号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料に関しては、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(平18条例29・平23条例20・一部改正)

(許可の基準)

第2条 前条の行政財産の使用に係る許可を与える場合は、常に行政財産の本来の用途又は目的を妨げないよう配慮し、みだりに これを与えてはならない。

(平23条例20・全改)

(使用料)

- 第3条 前条の許可を受けた者は、行政財産の管理者の指定する期日までに当該使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料の額は、次の各号により算定した額を基準として市長が定める。
  - (1) 土地 当該土地の固定資産税路線価等を基準とした1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6
  - (2) 建物 当該建物の1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6+当該建物の使用部分に係る土地使用料相当額
  - (3) 前2号の規定により難いものについては、当該行政財産の使用の実情を考慮して算定した額
- 3 前項第1号及び第2号により算定した使用料は、年額とする。

(平23条例20·一部改正)

(使用料の還付)

第4条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平23条例20・旧第5条繰上)

(使用料の減免)

- 第5条 使用料は、次の各号の1に該当するときは、これを減額し又は免除することができる。
  - (1) 国又は他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。
  - (2) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。
- 2 使用料の減額又は免除は、相手方の申請により、これを行うものとする。

(平23条例20・旧第6条繰上・一部改正)

(過料)

- 2 前項に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(平23条例20・旧第7条繰上・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平23条例20・旧第8条繰上)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第29号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日以後に使用許可が更新された行政財産に係る平成24年度以降の各年度の使用料の額は、改正後の和泉市 行政財産使用料徴収条例第3条の規定を適用して、各使用物件ごとに算出した使用料の額が前年度の使用料の額(平成24年度 分の使用料を算出する場合において、平成23年度中に使用を開始した行政財産については、実際の使用期間にかかわらず平成 23年度1年分の使用料に相当する額とする。)に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)を超える場合には、 当該調整使用料額とする。ただし、平成24年度における使用許可の期間が1年に満たない場合は、当該使用期間に応じて使用 料の額を算出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日前において使用条件が協定等により確定している行政財産(使用の期間の定め があるものに限る。)に係る使用料の額については、当該期間に限り、改正前の和泉市行政財産使用料徴収条例第3条の規定を

適用することができる。

# 資料7

### 和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則

平成24年3月2日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市行政財産使用料徴収条例(昭和42年和泉市条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(行政財産の目的外使用許可の範囲)

- 第2条 法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可するものとする。
  - (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため使用するとき又は 私人において公共若しくは公益の用に供するため使用するとき。
  - (2) 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
  - (3) 行政財産の一部に、食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるとき。
  - (4) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
  - (5) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
  - (6) 使用期間が一時的であって、かつ、本市の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。
  - (7) 行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定し、使用させるとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(令3規則44·一部改正)

(使用許可の期間)

- 第3条 使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間以内とすることができる。
  - (1) 電線、電柱その他これらに類するものを設置し、又はガス管等を埋設するとき 5年
  - (2) 公募により使用者を選定する場合であって、機械等の附属設備の耐用年数等を考慮する必要があるとき 10年
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用許可の期間を1年以内とすることが著しく実情に合わないと認めるとき 5年 (令3規則44・一部改正)

(使用許可の申請)

- 第4条 使用許可を受けようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる 事項を記載した許可申請書による場合は、この限りでない。
  - (1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示
  - (2) 使用の許可を求めようとする期間
  - (3) 使用の目的
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、使用を許可する決定をしたときは申請者に行政財産目的外使用許可書(様式第2号) を交付するものとし、使用を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

(使用料の徴収)

第6条 市長は、使用を開始する目前までの日を条例第3条第1項に規定する納期限として定めるものとする。

- 2 行政財産の目的外使用に係る使用料(以下「使用料」という。)については、使用を開始する日前にその使用期間に係る使用料の全額(使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度に係る使用料の額)を納入しなければならない。ただし、市長は、使用料が年額で定められているものであって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に指定する期日までに納入させ、又は分割して納入させることができる。
  - (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に使用を許可するとき。
  - (2) 使用期間が1年を超えるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の額)

- 第7条 条例第3条第2項第3号の規定により算定する使用料(自動販売機及び看板の設置に係る使用料を除く。)の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 自動販売機の設置に係る使用料の額については、別表第2のとおりとする。
- 3 看板の設置に係る使用料の額については、別表第3のとおりとする。
- 4 前3項に規定するものを除くほか、行政財産を利用する者等の利便性の向上又は行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定する 場合における使用料の額は、市場における近傍類似の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。
- 5 年額で定められている使用料について使用期間が1年未満である場合における使用料の額は、前各項の規定により算定した使用料の額に使用日数 を乗じて得た額を365で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 6 月額で定められている使用料について使用期間が次の各号のいずれかに該当するときは、これを1月として使用料を算定する。
  - (1) 1月未満であるとき。
  - (2) 1月未満の端数があるとき。
- 7 市長は、前条第2項ただし書の規定により使用料を分割して納入させるときは、当該使用料を12で除して得た額を月額とすることができる。こ

の場合において、当該月額に1円未満の端数が生じるときは、これらの端数を最初の月に加算して納入させる。

(令3規則44・一部改正)

(公募により決定した額の特例)

第8条 行政財産の使用者を、公募により選定する場合において公募により決定した額が条例第3条第2項第1号及び第2号の規定により算定した額、 前条第4項の規定により算定した額並びに別表第1から別表第3までに定める額を超えるときは、当該公募により決定した額を徴収することができ る。

(平27規則7・令3規則44・一部改正)

(附帯施設等使用の場合の実費)

第9条 行政財産の使用に伴い、当該行政財産の附帯施設である電力、ガス、水道等を使用する場合は、その実費を徴収する。ただし、その額が軽微なものについては、徴収しない。

(使用料の還付)

- 第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を環付するときは、次のとおりとする。
  - (1) 本市において当該行政財産を公用又は公共用に供するため使用許可を取り消し、又は変更したとき。
  - (2) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない理由により、当該行政財産の使用の開始又は継続ができないとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が本市の事務事業の遂行上、真にやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免基準等)

第11条 条例第5条第1項第1号又は第3号の規定により使用料について減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減額・免除申

請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

- 2 条例第5条第1項の規定により使用料を免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。
  - (1) 条例第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。
  - (2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。
- 3 条例第5条第1項の規定により使用料を減額する場合の基準は、当該行政財産の使用の実情を考慮して市長が決定するものとする。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用した物件を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更)

- 第13条 使用者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、行政財産目的外使用許可変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 2 使用者は、使用許可を受けた物件の数量、面積等を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更申請書(様式第5号)によりその変更について市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、変更を許可する決定をしたときは前項の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)に行政財産目的外使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとし、変更を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用中建物又は附属物を損傷し、又は滅失したときは何人の所為であるかを問わず、市長が決定した額を弁償しなければならな

い。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、行政財産の目的外使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成24年4月1日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料等については、なお 従前の例による。

(和泉市財務規則の一部改正)

3 和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった行政財産の使用許可について 適用し、同日前に申請のあった行政財産の使用許可については、なお従前の例による。

附 則(令和5年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 別表第1 (第7条関係)

(平27規則7・令5規則37・一部改正)

	許可物件	単位	使用料(円)		
電柱並びにその	支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	1, 820		
電話柱並びにそ	の支柱、支線柱及び支線		1, 500		
標識その他の柱	類		1, 500		
架空工作物		長さ1メートルにつき1年	1 0		
公衆電話所		1 台につき 1 年	1, 710		
簡易携帯電話シ	ステム無線基地局	基地局を設置する電柱又は電話柱1本	8 5 (		
		につき1年			
電らん	地中管路が1孔のもの	長さ1メートルにつき1年	200		
	地中管路が2孔以上のもの		地中管路が2孔以上ごとに50円の割合		
			で算出した額を200円に加えた額		
	人孔	使用面積1平方メートルにつき1年	7 6 0		

地下埋設物	口径0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	2 5 0
	口径0.2メートル以上0.4メートル未		3 8 0
	満のもの		
	口径0.4メートル以上1.0メートル未		5 0 0
	満のもの		
	口径1. 0メートル以上のもの		1, 200
地上工作物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	使用面積1平方メートルにつき1月	4 2 0
屋根貸しによる太陽光	発電設備	使用面積1平方メートルにつき1年	100
郵便差出箱及び信書便	差出箱	1 基につき 1 年	8 0 0
その他の工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	1, 360
庁舎屋上庭園		1 日	5, 000

# 備考

- 1 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等が1平方メートル又は1メートルに満たないときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 3 地下埋設物の断面が円形でない物件に係る使用料は、当該断面を包含する最小の円をもってその外径とする。
- 4 上記以外の類似施設等の使用料の額については、上記の使用料の額を参考にして算出することができる。

別表第2 (第7条関係) 自動販売機の設置に係る使用料の額

	使用料(1台に	つき1年:円)
種類	屋外	屋内
面積0.75平方メートル未満のもの	8,000	9,000
面積0.75平方メートル以上1.25平方メー	16,000	18,000
トル以下のもの		
面積1.25平方メートルを超えるのもの	16,000円に面積1.25平方メートルを超	18,000円に面積1.25平方メートルを超え
	える部分について0.1平方メートルまでごとに	る部分について0.1平方メートルまでごとに1,
	1,600円を加算した額	800円を加算した額

# 別表第3 (第7条関係) 看板の設置に係る使用料の額

種類	単位	使用料(円)
建物又は工作物の壁面(内壁又は外壁)に一時的	表示面積1平方メートルにつき1月	5 0 0
に設けるもの		
建物又は工作物の壁面(内壁又は外壁)に設ける	表示面積1平方メートルにつき1年	5, 000
もの		

# 備考

- 1 この表において「表示面積」とは、看板の表示部分の面積をいう。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

様式第1号(第4条関係)

### 行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地) 氏名(名称) (代表者氏名) 印 電話番号

次のとおり行政財産の目的外使用の許可を受けたいので、和泉市行政財産使用料徴収条例施 行規則第4条の規定により申請します。

使用物件(行政財産)	名称		
	所在地		
	種別		□ 土地 □ 建物 □
産)		面積 数量	
使用期間			年 月 日から 年 月 日まで
使用目的			
		住所	
使 用責任者		氏名	
		電話	
添付書類			使用計画図面

# 様式第2号(第5条関係)

### 行政財産目的外使用許可書

年 月 日

様

和泉市長 印

次のとおり行政財産の使用について許可します。

申請日	許可番号
申請者	住所
甲酮有	氏名
	名称及び種別  二 土地
許可物件	所在地
	使用面積又は数量
使用目的	
使用料	
使用料納入 期限	
許可期間	
許可条件及び 図面	
物件の所管課	

様式第3号(第11多	<b>た関係)</b>			
	行政財産目的外使月	用料減額・免除申請書		
			年	月日
和泉市長 あて				
	申請	者 住所(所在地)		
		氏名(名称)		
		(代表者氏名)		印
		電話番号		

使用	名称						
	所在地						
物件	種別		土地	建物			
	使用面積又 は数量						
使用	使用目的						
使用料の減額又は免除の申請理由							

様式第4号(第13条関係)

### 行政財産目的外使用許可変更届

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地) 氏名(名称) (代表者氏名) 印

電話番号

年 月 日付け 第 号の使用許可に係る申請内容に変更があった ので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり届け 出ます。

記

- 1 使用物件の表示
- 2 以前許可を受けた内容 別紙のとおり
- 3 変更の理由
- 4 変更する内容
- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称

変更前	変更後

5 添付書類

許可を受けた許可書の写し、その他必要な書類

様式第 5 号(第 13 条関係)

#### 行政財産目的外使用許可変更申請書

年 月 日

和泉市長 あて

申請者 住所(所在地) 氏名(名称) (代表者氏名) 印

電話番号

年 月 日付け 第 号の使用許可に係る申請内容に変更があった ので、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則第13条第2項の規定により下記のとおり申請

記

- 1 使用物件の表示
- 2 以前許可を受けた内容 別紙のとおり
- 3 変更許可を受けようとする理由
- 4 変更許可を受けようとする内容
- 5 添付書類 許可を受けた許可書の写し、その他必要な書類

様式第6号(第13条関係)

### 行政財産目的外使用変更許可書

年 月 日

様

和泉市長

次のとおり行政財産の使用の変更について許可します。 なお、下記により変更を許可する内容以外は、以前許可した内容を適用する。

変更申請日	
申請者	住所
	氏名
変更を許可する内容	
変更を許可する条件	
備考	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第13条関係)

様式第5号(第13条関係)

様式第6号(第13条関係)

# 資料8

# 和泉市行政財産使用料徴収条例の施行に関する和泉市教育委員会規則

平成24年3月26日

教委規則第1号

和泉市教育委員会が管理する行政財産に関する和泉市行政財産使用料徴収条例(昭和42年和泉市条例第7号)の施行については、市長が管理する行政財産の例による。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

# 和泉市生涯学習センターの管理運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市生涯学習センター条例施行規則(平成14年和泉市教育委員会規則 第13号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、生涯学習センターの管理運営に ついて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 生涯学習センター 和泉市生涯学習センター条例(平成14年和泉市条例第9号以下「条例」という。)第2条に規定する和泉市生涯学習センター(以下「センター」という。)及び和泉市生涯学習サポート館(以下「サポート館」という。)の総称をいう。
  - (2) 和泉シティプラザ センターが管理する建物(和泉市立シティプラザ図書館等の他部局が 所管する施設を含む。)及び敷地をいう。
  - (3) 利用施設 生涯学習センターの諸室(センターの文化ホール(以下「文化ホール」という。) を除く。)及び附属設備をいう。

(利用許可の申請等)

- 第3条 利用許可申請書は先着順に受付を行うものとする。ただし、規則第5条第2項に定める 受付期間の開始時において利用許可申請者が複数の場合は、抽選により受付順位を決定するも のとする。
- 2 規則第5条第2項及び第6条ただし書に規定する教育委員会(以下「委員会」という。)が生涯学習センターの運営に支障がないと認めるものは、次に掲げるものとする。
  - (1) 和泉市又は委員会その他の市の機関(以下「和泉市等」という。)が主催する事業
  - (2) 和泉市等が後援する事業
  - (3) その他委員会が特に必要と認めるもの

(利用料金の後納)

- 第4条 条例第11条第3項ただし書に基づき、市長が相当の理由があると認めるものとして、 利用料金を許可以降に納付することができるものは、次に掲げるものする。
  - (1) 和泉市等が主催する事業
  - (2) 和泉市等が後援する事業
  - (3) その他委員会が特に必要と認めるもの

(利用料金の減免)

- 第5条 規則第10条第3号に規定する委員会が必要と認めるものは、次に掲げるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 駐車場利用料金の減額又は免除
    - ア 和泉シティプラザでの公務のため和泉市等が使用する公用車を駐車させるとき 全額
    - イ 和泉シティプラザでの作業又は工事のため、業者等が使用する自動車を駐車させるとき 全額
    - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体 障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に 規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障が い者手帳等」という。)の交付を受けている者が、和泉シティプラザの利用に伴い、 駐車するとき 4時間
  - 2 前項第1号ウの規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、身体障がい者

手帳等を提示し、確認を受けるものとする。

#### (利用の変更)

- 第6条 規則第8条に規定する許可を受けた事項を変更することができる事由は、次のとおりと する。この場合において、第1号及び第2号に該当する変更は、1回に限り認めることができ る。
  - (1) 利用者が、文化ホール及びこれと同時に利用する利用施設につき、利用日の60日前までに利用日及び利用時間の変更を申し出て、これを認めたとき。
  - (2) 利用者が、利用施設につき、利用日の10日前までに利用日及び利用時間の変更を申し出て、これを認めたとき。
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、利用施設及び利用時間の追加に伴う変更(利用する面積又は時間を追加するために申請した利用施設の変更する場合を含む。)を申し出て、これを認めたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、許可を受けた利用許可申請書に掲げる申請内容の変更を申し出て、これを認めたとき。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により利用日を変更する場合において、変更後の利用日は変更 を申し出た日において規則第5条の規定による利用許可申請ができる期間内に限るものとす る。
- 3 第1項の規定により利用施設又は利用時間を変更する場合において、利用料金に差額が生じたときは、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 増額の必要が生じたとき その差額を徴収する。
  - (2) 減額の必要が生じたとき 規則第11条の規定を準用する。

#### (共用スペースの利用等)

第7条 和泉シティプラザ又は、サポート館における共用スペースを和泉市等が実施又は主催する事業に利用する場合は、和泉市行政財産使用料徴収条例(昭和42年和泉市条例第7号)及び和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則(平成24年規則第9号)の規定に基づき委員会の許可を得なければならない。

# (掲示板の利用者及びその内容)

第8条 生涯学習センターが設置している掲示板を利用できる者及びその内容は、次のとおりと する。

#### (1) センター

利用できる者	利用内容
和泉市等	和泉市等が主催して和泉シティプラザで実施する事業の情報
	和泉市等が発信する市政情報及びイベント情報
<b>センカーの佐乳利田計司も延けたもの</b>	和泉市等の後援を受けて和泉シティプラザで実施する事業の情報
センターの施設利用許可を受けたもの	条例に規定する設置目的に支障とならないと認 められる情報
センターの指定管理者	自主事業として行う事業の情報

### (2) サポート館

利用できる者         利用内容	
	和泉市等が主催してサポート館で実施する事業
和泉市等	の情報
	和泉市等が発信する市政情報及びイベント情報

サポート館の施設利用許可を受けたもの	和泉市等の後援を受けてサポート館で実施する 事業の情報 条例に規定する設置目的に支障とならないと認 められる情報		
サポート館の指定管理者	自主事業として行う事業の情報		

(マルチビジョンの利用)

- 第9条 センター設置のマルチビジョン(以下「マルチビジョン」という。)を利用できる者及 びその内容は、前条の規定を準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用 できないものとする。
  - (1) 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用するとき。
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。
- 2 センターの指定管理者が自主事業として行う事業は、規則別表附属設備等利用料金表備考第 3 号に規定する市の事業に含むものとする。
- 3 マルチビジョンで放映できる内容は、第1項前段に該当する者が実施するもののうち、次の 各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市民の文化芸術の振興及び生涯学習の向上に資するもの
  - (2) 市民の福祉の増進及び市民生活の向上に資するもの
  - (3) 来館者に対する情報発信として適切であると認められるもの
- 4 マルチビジョンを利用できる時間は、午前9時から午後9時までの間とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 5 委員会は、マルチビジョンの利用において画質、音質等の保証は行わないものとする。

#### (懸垂幕の利用等)

- 第10条 懸垂幕掲揚具(以下「懸垂幕」という。)を利用できる者は、和泉市等が和泉シティプラザにおいて主催する事業に限るものとする。
- 2 懸垂幕の利用許可を受けようとする者は、懸垂幕利用申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

### (画像写真等の利用)

第11条 和泉シティプラザの画像写真及び画像データ(自ら撮影したものを含む。以下「画像写真等」という。)を一般に配布する印刷物等に掲載しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

#### (遵守事項)

- 第12条 掲示板、マルチビジョン、懸垂幕、及び画像写真等を利用する者は、次の掲げる事項 を遵守しなければならない。
  - (1) 他を中傷し、又は愚弄批判等をする内容の利用を行わないこと。
  - (2) 虚偽の内容の利用を行わないこと。
  - (3) 関係官署へ届出が必要な場合に届出なく利用を行わないこと。

#### (免責)

第13条 委員会は、掲示板、マルチビジョン及び懸垂幕の利用者が利用する媒体に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

# (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会と指定管理者が協議して別に定める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附則

この訓令は、令達の日から施行する。

# 懸 垂 幕 利 用 申 請 書

主催者 所在地

名 称

代表者

連絡先

和泉市教育委員会 様

和泉シティプラ	が設置の懸垂幕を利用したいので、次のとおり申請します。
事業の名称	
利用期間	
事業内容	
担当者	

# 和泉シティプラザ画像写真等データの使用申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

住所	
氏名	(FI)

和泉シティプラザ画像写真等データを下記理由により使用したいので申請します。

記

- 1. 掲載雑誌、書物等の名称(又は掲載ホームページ)
- 2. 発行部数
- 3. 発行範囲
- 4. 掲載雑誌、書物の発行元
- 5. 掲載の内容
- 6. 掲載の理由
- 7. 掲載ホームページ運営管理会社及び担当者
- 8. 掲載ホームページ管理者

# 条件

掲載にあたっては、和泉市及び和泉シティプラザを中傷化する行為又は愚弄批判等を行う行為 及び迷惑を及ぼす行為等は、一切いたしません。

和泉市教育委員会より、画像写真掲載中止を通知された場合は、速やかに掲載を取りやめます。

### 和泉市生涯学習センターマルチビジョンの掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和泉市生涯学習センターの管理運営に関する要綱(以下、「要綱」という。)第9条に定めるマルチビジョンの運用について、適切かつ有効な活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(掲載内容)

- 第2条 マルチビジョンに掲載できる内容は、要綱に定めるものとする。ただし、生涯学習担当 課が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 2 市政情報及び市主催イベント情報を掲載する場合は、担当課からの依頼に基づいて掲載するものとする。

(コンテンツ形式)

- 第3条 掲載するコンテンツは静止画又は動画とし、ファイル形式は次のとおりとする。また、コンテンツ作成に当たっては、原則横長(縦横比 9:16 を目安とする。)とし、専門用語や省略語は控え、市民にとってわかりやすい構成、表現、情報量となるよう留意すること。
  - (1) 静止画のファイル形式は「.jpeg」「.jpg」「.gif」「.png」「.bmp」又は「.pdf」で作成すること。
  - (2) 動画のファイル形式は「.avi」「.mpeg」「.mpg」「.wmv」「.asf」「.mov」「.mp4」又は「.swf」で作成すること。

(コンテンツ掲載時間)

- 第4条 マルチビジョンに掲載する各コンテンツの掲載時間は、次のとおりとする。
- (1) 静止画 表示された情報を読み取るために一般的に必要と考えられる時間(概ね $5\sim15$  秒/枚)を生涯学習担当課にて設定するものとする。
  - (2)動画 掲載時間は概ね3分以内とすること。ただし、掲載内容により生涯学習担当 課が認めたものについては上記で掲げた掲載時間を超えても可とする。

(掲載依頼申請)

- 第5条 各課等の長は、コンテンツの掲載を依頼しようとするときは、原則として掲載開始日の 14日前までに、和泉市生涯学習センターマルチビジョン掲載依頼申請書(様式第1号。以下「申 請書」という。)及びコンテンツデータを生涯学習担当課に提出するものとする。
- 2 生涯学習担当課は、各課等の長から申請のあった申請書に基づき、適当と認めるときは随時マルチビジョン掲載内容の更新を行うものとする。

(コンテンツ掲載期間等)

- 第6条 各コンテンツの掲載期間は、原則コンテンツ内に記載している事業期間及び申請 書記載掲載期間とするが、生涯学習担当課の判断で予告なく掲載を終了することがで きるものとする。
- 2 申請多数等によりすべてを掲載できない場合は、生涯学習担当課の判断により、緊急性が高いもの、和泉シティプラザ内施設実施事業、市民の文化芸術の振興及び生涯学習の向上に資するもの、公共性が高いもの、掲載時期に合ったものの順に優先して掲載コンテンツを決定する。この場合において、掲載期間内の掲載中コンテンツについても掲載を短縮できるものとする。
- 3 各コンテンツの掲載は生涯学習担当課が時間帯を定めて行うものとする。また、掲載期間内 においても、イベント中継等により各コンテンツの掲載を実施しないことがあるものとする。 (説明責任)
- 第7条 掲載内容の説明、苦情等の対応については、依頼のあった担当課において行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、その他必要な事項は生涯学習担当課が別に定める ものとする。

附 則(令和6年6月24日)

この訓令は、令達の日から施行する。

# 様式第1号(第7条関係)

# 和泉市生涯学習センターマルチビジョン掲載依頼申請書

生涯学習担当課長 あて	令和	月 課( <u>室</u>	.) <del>T</del>
和泉市生涯学習センターマルチビジョンの掲載に関する基準第5条のとおり申請します。			
掲載期間令和年月日()~ 令和年月日()			
掲載内容 (例:●●を対象とした▲▲に係る啓発ポスター)			
コンテンツ形式 □静止画 □動画( 分 秒 )			
添付書類 掲載用コンテンツデータ			
担 当 者 名 担当者: 内線:			
備考			

# 和泉市生涯学習センター利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	6,447件	6,782件	8,753件	9,067件	8,804件
人数	116,320人	132,299人	209,380人	219,291人	217,706人
利用料収入	38,889,100円	43,099,595円	60,638,590円	62,774,010円	61,332,140円
稼働率	41.1%	41.9%	41.1%	43.2%	44.7%

(令和2年度)

	件数	人数	利用料収入	稼働率
弥生の風ホール	229件	16,859人	5,917,120円	33.7%
楽屋1	28件	55人	53,110円	8.1%
楽屋2	25件	50人	48,130円	7.3%
楽屋3	32件	408人	95,940円	9.0%
楽屋4	24件	334人	101,300円	7.1%
多目的室	198件	7,272人	2,162,730円	25.9%
リハーサル室	697件	17,469人	3,987,920円	67.9%
スタジオ	364件	1,341人	549,640円	27.4%
学習室1A	520件	6,043人	1,450,280円	68.6%
学習室1B	468件	6,033人	1,385,850円	64.2%
学習室2A	424件	4,989人	1,235,560円	55.8%
学習室2B	369件	5,247人	1,270,180円	58.8%
学習室3A	346件	4,309人	1,047,040円	50.1%
学習室3B	334件	5,881人	1,273,060円	63.1%
学習室4	259件	10,360人	3,231,010円	38.3%
レセプションホール	130件	7,818人	3,269,000円	22.7%
和室	347件	3,511人	1,343,700円	36.2%
学習室5A	231件	1,967人	677,990円	30.5%
学習室5B	205件	2,494人	711,460円	34.4%
茶室	201件	1,594人	1,222,640円	25.2%
運動室	681件	8,591人	1,958,470円	60.0%
調理実習室	34件	255人	157,500円	3.6%
工房	301件	3,440人	1,431,770円	29.8%
附属設備			3,986,400円	
キャンセル料			321,300円	
計	6,447件	116,320人	38,889,100円	41.1%

# (令和3年度)

	件数	人数	利用料収入	稼働率
弥生の風ホール	228件	20,045人	7,267,440円	39.7%
楽屋1	44件	88人	82,050円	11.1%
楽屋2	39件	74人	73,750円	9.8%
楽屋3	46件	488人	135,840円	13.8%
楽屋4	30件	412人	123,510円	9.8%
多目的室	241件	9,641人	2,357,790円	29.5%
リハーサル室	677件	15,903人	4,010,040円	82.3%
スタジオ	570件	2,089人	826,800円	36.8%
学習室1A	471件	5,962人	1,327,700円	73.5%
学習室1B	441件	5,735人	1,345,120円	72.1%
学習室2A	408件	5,426人	1,204,430円	61.8%
学習室2B	305件	6,514人	1,323,930円	69.9%
学習室3A	368件	4,457人	1,086,970円	58.6%
学習室3B	394件	5,331人	1,252,950円	67.0%
学習室4	318件	15,805人	4,003,260円	54.9%
レセプションホール	147件	11,554人	3,536,000円	26.8%
和室	401件	3,957人	1,668,600円	53.3%
学習室5A	211件	2,071人	654,300円	31.8%
学習室5B	211件	1,727人	659,550円	34.2%
茶室	197件	1,719人	1,032,920円	28.0%
運動室	721件	9,889人	2,014,800円	72.3%
調理実習室	24件	256人	132,880円	2.4%
工房	290件	3,156人	1,425,070円	35.3%
附属設備			4,779,550円	
キャンセル料			774,345円	
計	6,782件	132,299人	43,099,595円	41.9%

# (令和4年度)

	件数	人数	利用料収入	稼働率
弥生の風ホール	320件	42,054人	11,643,740円	43.3%
楽屋1	67件	129人	124,070円	12.9%
楽屋2	53件	113人	102,720円	10.7%
楽屋3	77件	913人	220,280円	14.2%
楽屋4	43件	595人	178,250円	8.6%
多目的室	315件	14,716人	3,760,440円	33.3%
リハーサル室	796件	19,174人	5,084,440円	70.8%
スタジオ	829件	3,059人	1,140,880円	45.1%
学習室1A	599件	8,169人	1,808,270円	69.3%
学習室1B	569件	7,270人	1,682,640円	63.1%
学習室2A	493件	7,901人	1,666,670円	64.3%
学習室2B	377件	7,399人	1,507,040円	60.3%
学習室3A	447件	5,747人	1,355,590円	51.0%
学習室3B	437件	5,747人	1,440,050円	53.7%
学習室4	358件	25,287人	3,986,060円	48.0%
レセプションホール	179件	27,712人	4,774,000円	32.0%
和室	506件	4,983人	1,861,200円	50.8%
学習室5A	466件	5,495人	1,420,250円	51.0%
学習室5B	318件	3,179人	1,063,110円	36.3%
茶室	240件	2,534人	1,008,240円	21.0%
運動室	804件	11,695人	2,466,560円	62.3%
調理実習室	101件	1,112人	671,550円	12.7%
工房	359件	4,397人	1,749,220円	30.2%
附属設備			9,077,000円	
キャンセル料			846,320円	
計	8,753件	209,380人	60,638,590円	41.1%

# (令和5年度)

(月和0千及)	件数	人数	利用料収入	稼働率
弥生の風ホール	335件	45,830人	11,818,170円	43.4%
楽屋1	74件	144人	138,780円	14.4%
楽屋2	63件	125人	119,330円	12.4%
楽屋3	78件	937人	232,020円	15.0%
楽屋4	49件	706人	212,500円	10.2%
多目的室	345件	15,000人	4,068,210円	35.4%
リハーサル室	780件	18,706人	5,078,120円	70.7%
スタジオ	940件	3,443人	1,271,920円	51.3%
学習室1A	595件	8,829人	1,830,550円	70.8%
学習室1B	491件	8,792人	1,683,150円	65.9%
学習室2A	422件	8,749人	1,608,070円	63.5%
学習室2B	402件	7,442人	1,394,750円	54.8%
学習室3A	415件	6,372人	1,380,770円	54.1%
学習室3B	429件	5,998人	1,525,850円	59.0%
学習室4	356件	29,154人	4,693,780円	44.3%
レセプションホール	166件	23,896人	5,603,000円	32.8%
和室	533件	5,531人	2,158,200円	52.8%
学習室5A	537件	4,920人	1,536,490円	57.5%
学習室5B	461件	4,420人	1,342,370円	50.2%
茶室	258件	3,089人	1,326,540円	25.7%
運動室	866件	11,596人	2,653,080円	65.6%
調理実習室	118件	1,057人	822,170円	15.4%
工房	354件	4,555人	1,780,910円	30.7%
附属設備			8,162,340円	
キャンセル料			332,940円	
計	9,067件	219,291人	62,774,010円	43.2%

# (令和6年度)

	件数	人数	利用料収入	稼働率
弥生の風ホール	333件	45,454人	11,194,080円	47.5%
楽屋1	69件	134人	128,110円	13.7%
楽屋2	60件	122人	110,790円	11.8%
楽屋3	75件	777人	220,660円	14.7%
楽屋4	48件	673人	199,000円	9.8%
多目的室	342件	15,743人	4,359,600円	39.8%
リハーサル室	777件	19,409人	4,945,400円	79.3%
スタジオ	1,025件	4,208人	1,365,520円	57.0%
学習室1A	572件	7,952人	1,668,480円	69.0%
学習室1B	501件	8,675人	1,592,700円	66.1%
学習室2A	402件	8,238人	1,455,320円	59.0%
学習室2B	377件	7,112人	1,319,400円	52.7%
学習室3A	398件	6,056人	1,317,510円	54.1%
学習室3B	423件	5,964人	1,442,610円	60.3%
学習室4	326件	25,548人	5,566,820円	55.4%
レセプションホール	181件	25,810人	5,373,000円	33.6%
和室	485件	5,444人	2,178,900円	54.9%
学習室5A	516件	5,810人	1,567,670円	61.8%
学習室5B	363件	4,230人	1,071,610円	40.2%
茶室	224件	2,727人	1,074,000円	23.3%
運動室	871件	11,736人	2,681,300円	77.0%
調理実習室	88件	1,071人	683,340円	12.9%
工房	348件	4,813人	1,726,050円	33.9%
附属設備			7,678,540円	
キャンセル料			411,730円	
計	8,804件	217,706人	61,332,140円	44.7%

# 和泉市生涯学習センター収支決算状況及び内訳

(収支決算状況)

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1 3	旨定管理料	180,980,000円	187,598,404円	201,356,838円	183,770,156円	196,645,558円	
2 3	利用料金収入	43,596,000円	48,932,495円	69,916,190円	72,925,910円	71,523,840円	
	貸館収入	38,889,100円	43,099,595円	60,638,590円	62,774,010円	61,322,140円	
	駐車場収入	4,706,900円	5,832,900円	9,277,600円	10,151,900円	10,201,700円	
3 :	受託事業収入	5,952,893円	7,201,846円	7,517,807円	8,096,186円	9,013,252円	
	受託料収入	4,414,193円	3,932,966円	4,089,207円	4,872,486円	4,818,352円	
	受講料収入	1,536,600円	3,266,380円	3,424,500円	3,220,600円	4,190,400円	
	その他事業収入	2,100円	2,500円	4,100円	3,100円	4,500円	カード再発行料
4	自主事業収入	42,392,698円	55,656,092円	78,323,545円	101,379,521円	94,823,106円	
	受講料収入	16,533,670円	19,480,705円	25,825,405円	28,343,850円	28,770,275円	
	チケット収入	2,306,890円	5,629,390円	13,647,120円	19,634,750円	18,804,100円	
	カフェ・自販機売上	2,797,275円	3,776,561円	3,332,785円	4,803,456円	5,052,980円	
	物販・サービス提供 収入	4,528,244円	5,458,835円	13,577,337円	13,031,601円	12,196,241円	物販·販売代行·技術者支援
	会費収入	390,000円	624,200円	549,100円	687,200円	817,650円	
	補助金等収入	15,476,619円	20,206,401円	21,151,798円	34,638,664円	28,941,860円	補助金・助成金・受託料
	雑収入	360,000円	480,000円	240,000円	240,000円	240,000円	協賛金
5 -	その他収入	379,231円	6,044,234円	210,910円	2,944,186円	363,912円	
	雑収入	214,231円	417,899円	210,910円	2,944,186円	362,592円	コインロッカー、公衆電話、コピー機収入等
1	受取補償金		5,626,335円				
1	受取助成金	165,000円					
1	受取利息		Ì				
	受託料収入	0円	0円	0円	0円	1,320円	民間受託料
1	収入合計(A)	273,300,822円	305,433,071円	357,325,290円	369,115,959円	372,369,668円	

Ⅱ 支出の部

П	支出の部						
	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1 4	管理運営費支出	229,085,266円	236,179,698円	270,780,738円	259,451,652円	268,511,910円	
	賃金	20,176,182円	20,115,316円	20,030,685円	15,831,214円	17,256,665円	職員給料
	福利厚生費	4,455,681円	4,491,940円	4,424,336円	3,157,495円	3,647,814円	法定福利費、健康保険料、社会保険料、年金保険料、労働保険料等
	会議費	372円	0円	0円	0円	0円	
	旅費交通費	0円	4,760円	0円	2,520円	19,310円	普通旅費
	通信運搬費	3,499,274円	2,934,140円	2,711,401円	2,744,858円	2,287,751円	通話・通信料、切手代、郵送料、インターネット料等
	保険料	553,473円	549,971円	580,199円	563,388円	584,479円	賠償責任保険料、損害保険料
	水道光熱費	44,060,408円	48,701,319円	77,584,401円	69,519,477円	79,209,880円	上下水道代、電気代、ガス代
	燃料費	0円	0円	31,754円	16,029円	16,749円	
	備品費	256,086円	360,089円	388,949円	282,040円	295,295円	
	消耗品費	3,528,227円	3,404,698円	3,730,521円	3,550,990円	3,320,416円	消耗品、事務用品等
	印刷製本費	222,817円	249,372円	283,829円	254,033円	284,923円	ポスター、コピー代等
	修繕費	3,278,534円	3,241,876円	5,818,285円	7,580,452円	5,185,389円	小規模修繕
	業務委託費	142,452,114円	150,619,328円	151,216,581円	151,358,593円	151,643,918円	運営·設備委託料
	使用料	5,941,362円	1,163,774円	3,622,954円	3,935,487円	4,255,517円	複写機リース料等
	役務費	344,034円	76,934円	76,934円	130,710円	163,520円	ごみ処分費等
	雑費	316,702円	266,181円	279,909円	524,366円	340,284円	振込手数料等
2 :	受託事業費支出	5,950,893円	7,189,746円	7,508,607円	8,065,286円	9,003,052円	
	賃金	0円	55,000円	5,000円	0円	0円	
	福利厚生費	0円	168円	15円	0円	0円	
	旅費交通費	0円	0円	0円	0円	1,740円	普通旅費
	通信運搬費	37,237円	9,672円	11,362円	6,180円	17,712円	切手代、郵送料
	保険料	6,384円	5,712円	8,892円	5,328円	19,670円	損害保険料
	消耗品費	167,800円	231,538円	643,897円	195,586円		消耗品、事務用品等
	印刷製本費	402,205円	227,570円	288,125円	462,513円	318,660円	手帳印刷代等
	業務委託費	3,661,515円	4,042,995円	4,196,115円	4,841,155円	5,070,835円	
	諸謝金	613,800円	1,125,300円	1,002,540円	982,080円	1,758,860円	
	使用料	1,025,820円	1,438,600円	1,287,350円	1,500,670円	1,488,310円	
	会議費	5,621円	7,827円	5,363円	8,590円		ケータリング代
_	雑費	30,511円	45,364円	59,948円	63,184円		振込手数料等
3	自主事業費支出	43,282,406円	57,295,045円	78,100,467円	98,627,491円	94,281,194円	
	賃金	1,947,348円	2,037,744円	2,138,860円	2,279,240円	2,268,151円	
	福利厚生費	296,198円	319,987円	344,121円	395,557円		法定福利費、健康保険料、社会保険料、年金保険料、労働保険料等
	通信運搬費	313,699円	467,341円	421,799円	446,456円		切手代、郵送料等
	旅費交通費	0円	0円	1,120円	0円	0円	LE cts/r rA val
	保険料	223,040円	329,560円	203,650円	723,840円	-	損害保険料
	消耗品費	289,506円	351,809円	1,002,691円	786,529円		消耗品、事務用品等
	修繕費	136,532円	2,296,690円	2,429,400円	2,873,480円	9 171 906円	ポスター、コピー代等
	印刷製本費 燃料費	19,201円	2,296,690円	2,429,400円	2,873,480円	3,171,896円	かシンー、コピープ会
		29,423,609円	39,664,059円	60,045,502円	77,724,420円		公演·講座委託料
	来務安計資 諸謝金	423,000円	352,500円	757,860円	548,960円	560,540円	
	使用料	7,305,296円	10,052,866円	9,076,558円	10,578,000円		部屋代·行政財産使用料等
	会議費	80,069円	64,414円	118,359円	214,691円		ケータリング代
	減価償却費	107,759円	85,199円	25,028円	25,028円	18,517円	7 77* 7 IN
	役務費	246,149円	228,390円	25,028円	0円	0円	
	除却損	240,149円	0円	0円	1円	0円	
ĺ	雑費	767,780円	1,017,617円	1,535,519円	2,031,289円		広告料、振込手数料等
4 -	その他支出	1,514,340	1,094,553	732,130	556,710	124,699	PARTICIPANT 1 PARTITION OF THE PARTITION
1	和税公課	1,514,340	1,094,553	732,130	556,710		印紙税·法人税等
Н	支出合計(B)		301,759,042円				THE STATE SHOW SHOW ST
	<b>ДДПП(D)</b>	413,004,300円	301,733,042円	001,121,342円	500,101,139円	511,920,000円	

収支差引(A-B) ▲ 6,532,083円 3,674,029 203,348 2,414,820 448,813

### (光熱水費内訳)

## (令和2年度)

月	電気		水	水道		`ス	合計使用料
Л	使用量	使用料	使用量	使用料	使用量	使用料	日时区/7749
4	69,571kwh	1,686,210円		0円	10,873 m³	842,577円	2,528,787円
5	60,977kwh	1,579,051円	1,175 m³	336,007円	4,760 m³	506,326円	2,421,384円
6	130,161kwh	2,436,129円		0円	1,071 m³	249,605円	2,685,734円
7	177,333kwh	3,161,968円	1,917 m³	673,317円	2,271 m³	370,862円	4,206,147円
8	198,574kwh	3,430,360円		0円	3,650 m³	478,801円	3,909,161円
9	152,552kwh	2,782,861円	3,220 m³	1,235,880円	17,363 m³	1,198,598円	5,217,339円
10	117,355kwh	2,201,736円		0円	14,504 m³	998,633円	3,200,369円
11	132,260kwh	2,331,492円	3,466 m³	1,230,280円	2,311 m³	360,311円	3,922,083円
12	189,440kwh	2,930,729円		0円	2,131 m³	210,034円	3,140,763円
1	148,447kwh	2,445,552円	2,362 m³	889,668円	2,628 m³	252,775円	3,587,995円
2	119,194kwh	2,061,517円		0円	17,689 m³	1,667,977円	3,729,494円
3	166,178kwh	2,588,302円	2,719 m³	1,129,392円	18,484 m³	1,793,458円	5,511,152円
計	1,662,042kwh	29,635,907円	14,859 m³	5,494,544円	97,735 m³	8,929,957円	44,060,408円

### (令和3年度)

( 17 11									
月	電気		水	水道		ス	合計使用料		
/1	使用量	使用料	使用量	使用料	使用量	使用料	1 H 10/13/11		
4	107,631kwh	1,992,382円		0円	3,893 m³	474,691円	2,467,073円		
5	71,851kwh	1,658,039円	$2,417\mathrm{m}^3$	815,424円	2,272 m³	369,107円	2,842,570円		
6	104,229kwh	2,045,537円		0円	647 m³	203,241円	2,248,778円		
7	194,637kwh	3,284,887円	1,951 m³	708,967円	1,334 m³	276,382円	4,270,236円		
8	176,825kwh	3,056,195円		0円	5,764m³	576,108円	3,632,303円		
9	152,552kwh	2,730,842円	3,004 m <sup>3</sup>	1,051,693円	12,509 m³	933,395円	4,715,930円		
10	135,251kwh	2,510,727円		0円	6,831 m³	664,276円	3,175,003円		
11	138,150kwh	2,585,677円	2,653 m³	965,993円	2,065 m³	366,000円	3,917,670円		
12	174,865kwh	3,127,419円		0円	2,537 m³	308,361円	3,435,780円		
1	159,338kwh	2,983,362円	2,665 m³	1,011,995円	3,741 m³	462,681円	4,458,038円		
2	151,782kwh	3,552,664円		0円	19,444 m³	2,528,617円	6,081,281円		
3	144,125kwh	3,519,748円	2,511 m³	1,090,366円	20,729 m³	2,846,543円	7,456,657円		
計	1,711,236kwh	33,047,479円	15,201 m <sup>3</sup>	5,644,438円	81,766 m³	10,009,402円	48,701,319円		

### (令和4年度)

( 13 /1									
月	電気		水	水道		·ス	合計使用料		
)1	使用量	使用料	使用量	使用料	使用量	使用料	D FI 12/11/11		
4	116,483kwh	3,066,416円		0円	10,734 m³	1,227,170円	4,293,586円		
5	113,695kwh	3,054,142円	2,408 m³	1,163,005円	2,456 m³	479,112円	4,696,259円		
6	149,258kwh	3,721,930円		0円	2,757 m³	505,801円	4,227,731円		
7	224,874kwh	5,485,759円	2,755 m³	1,389,478円	3,888 m³	642,396円	7,517,633円		
8	218,614kwh	5,511,591円		0円	4,666 m³	735,318円	6,246,909円		
9	182,918kwh	4,999,251円	3,039 m³	1,590,254円	5,723 m³	842,644円	7,432,149円		
10	124,425kwh	3,750,754円		0円	2,696 m³	518,727円	4,269,481円		
11	137,014kwh	4,181,478円	3,384 m³	1,712,920円	1,794 m³	411,523円	6,305,921円		
12	181,177kwh	5,475,596円		0円	2,261 m³	389,800円	5,865,396円		
1	155,317kwh	4,946,613円	3,213 m³	1,832,734円	9,978 m³	1,842,477円	8,621,824円		
2	151,604kwh	5,645,583円		0円	18,166 m³	2,842,741円	8,488,324円		
3	151,233kwh	5,193,049円	2,529 m³	1,383,600円	19,123 m³	3,042,539円	9,619,188円		
計	1,906,612kwh	55,032,162円	17,328 m³	9,071,991円	84,242 m³	13,480,248円	77,584,401円		

# (令和5年度)

月	電気		水	水道		ガス		
Я	使用量	使用料	使用量	使用料	使用量	使用料	合計使用料	
4	107,618kwh	3,950,401円		0円	7,593 m³	1,048,971円	4,999,372円	
5	110,295kwh	3,706,813円	2,114 m³	914,822円	2,276 m³	460,594円	5,082,229円	
6	140,877kwh	4,188,069円		0円	2,171 m³	424,446円	4,612,515円	
7	205,971kwh	5,408,802円	2,442 m³	1,046,166円	4,577 m³	621,675円	7,076,643円	
8	209,219kwh	5,243,973円		0円	10,816 m³	965,629円	6,209,602円	
9	181,189kwh	4,587,274円	3,430 m³	1,486,120円	11,470 m³	942,368円	7,015,762円	
10	130,128kwh	3,765,523円		0円	6,796 m³	753,683円	4,519,206円	
11	150,187kwh	4,054,067円	2,604 m³	1,190,097円	1,791 m³	359,752円	5,603,916円	
12	183,968kwh	4,586,297円		0円	2,763 m³	364,374円	4,950,671円	
1	190,654kwh	4,701,097円	2,708 m³	1,245,894円	5,723 m³	748,424円	6,695,415円	
2	183,919kwh	4,603,875円		0円	9,461 m³	1,245,669円	5,849,544円	
3	184,679kwh	4,653,503円	2,479 m³	1,198,670円	7,725 m³	1,052,429円	6,904,602円	
計	1,978,704kwh	53,449,694円	15,777 m³	7,081,769円	73,162 m³	8,988,014円	69,519,477円	

# (令和6年度)

月	電	気	水	水道		`ス	合計使用料
71	使用量	使用料	使用量	使用料	使用量	使用料	D B1 12/13/41
4	98,194kwh	2,837,065円		0円	5,356 m³	762,925円	3,599,990円
5	111,998kwh	3,487,756円	2,074 m³	822,814円	2,298 m³	447,679円	4,758,249円
6	145,387kwh	4,519,267円		0円	2,462 m³	470,061円	4,989,328円
7	201,888kwh	6,383,978円	2,220 m³	913,170円	2,680 m³	499,985円	7,797,133円
8	232,994kwh	7,456,286円		0円	11,087 m³	1,292,993円	8,749,279円
9	201,375kwh	5,927,833円	3,587 m³	1,484,778円	11,573 m³	1,114,099円	8,526,710円
10	139,851kwh	3,822,940円		0円	8,137 m³	875,483円	4,698,423円
11	135,013kwh	4,426,018円	2,817 m³	1,241,905円	2,444 m³	444,908円	6,112,831円
12	180,846kwh	5,843,101円		0円	2,680 m³	408,507円	6,251,608円
1	187,133kwh	5,722,732円	2,435 m³	1,151,070円	5,910 m³	878,652円	7,752,454円
2	189,025kwh	6,168,011円		0円	10,175 m³	1,403,228円	7,571,239円
3	179,038kwh	5,619,144円	2,524 m³	1,351,037円	10,290 m³	1,432,455円	8,402,636円
計	2,002,742kwh	62,214,131円	15,657 m³	6,964,774円	75,092 m³	10,030,975円	79,209,880円

# (修繕費内訳)

## (令和2年度)

(単位:円)

項番	項目	金額	合計	予算額	不用額
1	ボイラー修理	37,400			
2	駐車場出入口バリカー修理	27,500			
3	5階共用部換気扇取替	25,850			
4	消防用設備修理	96,800			
5	多目的トイレ自動ドア修理	29,150			
6	小便フラッシュバルブ修理	21,230			
7	ITV設備内カメラ電源修理	63,976			
8	地下駐車場通気口修繕	55,028			
9	ジャグジー系統、循環ポンプ取替	206,800			
10	北棟3階多目的トイレ扉修理	88,000			
11	ダウンライト取替	56,100			
12	空調配管補給水槽ボールタップ取替	27,500			
13	マイク修理	14,300			
14	刈込鋏修理	1,650			
15	1F女子トイレ手洗い排水トラップ取替	15,730			
16	トイレ手洗い水洗取替	92,400			
17	5 F トイレ手洗い水洗取替	92,400			
18	排水ポンプ取替工事	330,000	3,278,534	5,000,000	1,721,466
19	総合案内表示ライト取替	198,110			
20	多目的室HDMIコンセント増設	121,000			
	学習室4HDMIケーブル配線	118,250			
22	地下1F 自習室前多目的トイレ扉修繕	26,950			
23	消防用設備点検結果に伴う修繕	197,780			
24	空調配管加圧給水ポンプユニット修理	55,000			
25	PMAC異常調整、リレー基盤他交換	66,000			
	グランステップコンセントプレート取替	4,950			
	感知器障害に伴う修理	11,000			
	プロジェクター修理	33,000			
	パッケージエアコン修理	192,500			
30	研修室・廊下天井部分塗装	132,000			
	多目的トイレつまり修理	27,500			
32	弥生の風ホール裏側の湧水配管修理	287,100			
33	B2 3.4号EVホール自動扉動作異常	330,000			
34	3 階和室敷居修理	158,400			
35	絵画用ダウンライト取替	37,180			

# (令和3年度)

(単位:円)

項番	項目	金額	合計	予算額	不用額
1	南棟4階多目的トイレ付近漏水修理	347,875			
2	図書室天井トップライト雨漏れ修理	35,200			
3	茶室のふすまの修理・補修	25,300			
4	総合案内自動ドアタッチスイッチ修理	37,400			
5	給湯循環ポンプ修理	330,000			
6	コンセント増設	11,000			
7	ポット電源コード修理	1,100			
8	冷却塔内水槽ストレーナ購入	305,800			
9	排煙窓ワイヤーチューブ取替	38,500			
10	1−Βエアカーテン不良点検修繕	22,000			
11	ボイラー部品交換	199,991			
12	3-B小扉鍵交換	13,200			
13	駐車場出口スロープ減速帯取付	136,400			
14	南棟3階男子トイレ手洗い水洗取替	92,400			
15	プロジェクター昇降機修理	401,500	3,241,876	5,000,000	1,758,124
16	5-A排煙窓ワイヤー交換	38,500			
17	貯湯槽排水バルブ取替	95,700			
18	事務所扉ドアノブ修理	7,480			
19	会議室フランス落とし修理	10,450			
20	ソーラーLED道路鋲設置	8,855			
21	4階学習室5B排煙装置ワイヤー等取替	89,100			
22	第2ふたば幼児教室排水管つまり復旧	248,600			
23	鉄扉フランス落とし修理	10,450			
24	電動ロールスクリーン修理	376,200			
25	事務所ドアノブ交換	95,975			
26	虹龍付近施設案内看板用照明入替	132,000			
27	自動屝開閉装置修理	33,000			
28	出張所休憩室照明スイッチ修理	6,600			
29	高所作業台タイヤ取替	91,300			

			, _, I	<del></del>	(単位:円)
項番	項目	金額	合計	予算額	不用額
-	南棟4階多目的トイレドア修理	88,000			
	非常誘導灯修理	115,500			
	シャワートイレ修理	93,500			
	茶室障子桟修理	19,800			
	2F柱設置コンセント修理	11,000			
6	ボイラー修理	124,344			
	加圧給水ユニット修繕	341,000			
8	アナログ式スポット感知器修理	35,200			
	受水槽電磁弁・ボールタップ交換	469,700			
10	和泉シティプラザ屋根修理	42,900			
11	屋上コーキング	178,200			
12	地下1階フリースペース照明増設	184,800			
13	リハーサル室床修繕	44,000			
14	ファンコイルフィルター交換	305,800			
15	シャワートイレ修理	93,500			
16	ホール女子トイレ止水修理	18,700			
17	リモコンスイッチ取替	26,400			
18	生涯学習エンター入口雨樋設置	45,100			
19	2F 男子トイレシャワートイレ交換	97,900			
20	駐車場精算機新500円対応	170,500			
21	ボイラー部品取替え	61,688			
22	ボイラーポンプ取替	470,151	5,818,285	5,000,000	-818,285
23	ホール調整室ドア修理	38,500			
24	1階南棟右側多目的トイレ	26,950			
25	公用車車検整備等	54,340			
26	ウッドデッキ照明修理	11,880			
27	地下1階委託控室横電気錠取替	90,970			
	調整室ドア化粧プレート交換	18,700			
29	運動室排煙窓ワイヤー取替	51,150			
30	防犯カメラ修理	80,322			
31	ストレーナードレンバルブ交換	37,400			
32	茶室障子紙張替	9,350			
33	防排口操作ボックスカバー交換	3,190			
34	2階女子トイレ手洗水栓取替	116,600			
35	B1エスカレーター前自動ドア修繕	121,000			
36	多機能電話機修理	19,800			
37	PHS故障修理	33,000			
38	1階夜間出入口前誘導灯取替	71,500			
39	中監室入り口シリンダー錠修繕	7,150			
40	調理室水漏れ修繕	39,600			
41	空調機インバーター修繕	154,000			
42	自動制御版機器不良修繕	347,600			
43	カフェ内外装修繕工事	1,447,600			
					1

項番	項目	金額	合計	予算額	不用額
1	ギターアンプ修理	5,500			
2	緊急ガス遮断装置更新作業	150,282			
3	汚水排水ポンプ取替工事	1,045,000			
4	B1F自習室前男性お手洗い修繕	39,600			
5	排煙窓ハンドル修理	39,930			
6	B2F駐車場防火シャッター修繕	2,612,500			
7	学習室1AB排煙窓修繕	191,620			
8	出張所出入口自動扉不具合対応	60,500			
9	ホール出入口自動扉不具合対応	24,200			
10	コンセント修繕	3,300			
11	ミラーフィルム貼り付け	173,800			
12	多目的トイレ自動ドア修繕	198,000			
13	ガス漏れ警報器移設工事	55,000			
14	パントリー製氷機修理	198,033			
15	ホール女子トイレレバー修理	49,500			
16	茶室内男子トイレ水漏れ修理	49,500			
17	地下1階自習室前男性トイレ修理	97,900			
18	南棟1階多目的トイレ修繕	84,700			
19	ホールB1F女子トイレウォシュレット修理	97,900	7,580,452	5,000,000	-2,580,452
20	和室畳表替え業務	288,750			
21	多目的トイレ自動ドア修繕	27,500			
22	北棟2階・3階トイレ漏水修理業務	299,200			
23	図書館正面入り口及び茶室誘導灯修理	163,900			
24	ホールB1F女子トイレ排水ボタン修理	49,500			
25	楽屋1トイレ手洗修理	26,400			
26	ウォシュレット修理業務	161,700			
27	カフェ横共用スペース扉カギ修理	35,200			
28	和室敷居修理	16,500			
29	リハーサル室誘導灯修理業務	140,800			
30	B1F駐輪場出入口誘導灯修理業務	210,100			
31	北棟3階男子トイレ小便器修理	182,600			
32	南棟4階女子トイレウォシュレット修理	97,900			
33	B2F熱源機械室シンクロヒーター1号機	544,137			
34	キーボード不具合修理	22,000			
35	レセプションホールロールスクリーン修理	22,000			
36	南棟1階多目的トイレ手摺り修理	49,500			
37	総合案内所自動ドア修理	66,000			

(令和6年度) (単位:円)

項番	項目	金額	合計	予算額	(単位:円)  不用額
	電気錠修理	並領 91,905	口削	」, 异似	1)川似
	电式軟修理 リハーサル室扉カギ修理	38,500			
	生涯学習センター事務所雨漏り修理	59,400			
	市役所出張所自動扉修繕	66,000			
	リハーサル室パネル脚修理 レセプションホールパネル台車修理	12,210 13,200			
	ホール棟空調室ドレン配管修理	34,100			
	南棟2階非常出口電気錠修理				
	自動扉修理	64,130 51,700			
	生涯学習センター事務所雨漏り修理	59,400			
	B2F熱源機械室給水管漏水修理業務	104,500			
	学習室5 - B移動壁クロス修理業務	53,680			
	テロ至5 - B秒割至プロス修理業務	214,500			
		-			
	工房 すだれ取付 タロウスリエコンスイッチ修理学教	32,340			
	多目的室リモコンスイッチ修理業務 パイプ椅子修理	12,980 38,500			
	バイノ何丁修理 誘導灯修理業務(B1F自習室前)	93,500			
	4階茶室中庭自動潅水修理業務				
	電気窯修理業務	49,500			
		143,550			
	B1F自習室前トイレ手洗修理業務	51,700			
	ホール棟インバーター修理業務	785,180			
	生涯学習センター事務所雨漏り修理 生涯学習センター前トイレウォシュレット	77,000 84,700			
		,			
	南棟3階女子トイレウォシュレット修理 北棟2階女子トイレフラッシュバルブ修理	102,300	5,185,389	5,000,000	-185,389
	女子トイレウォシュレット修理	18,700			
	地下駐車場通路 LED誘導灯取替	102,300 150,700			
	南棟2F避難誘導灯修繕	134,200			
	田保と「避難励等別じ贈 公用車車検 (インボイス未対応)	49,038			
	調整室空調修理業務	60,500			
	誘導灯修理(南棟3階エレベーター前)	, , , , , , ,			
	ホール棟客席非常誘導灯修理	110,000 210,100			
	電気窯温度センサー修理業務	199,650			
	ウ	27,500			
	生涯学習センター前女子トイレ排水管修理	42,680			
	リハーサル室間仕切り壁修理	55,000			
	B2F駐車場排気ファンインバーター修理	448,360			
	ホール1階男子トイレ大便器漏水修理	25,080			
	茶室内照明リモコンリレー取替作業	12,650			
	B1F防災センター前トイレ修理業務	40,700			
	南棟1階待合スペース電気錠修理業務	83,105			
	ボイラー修理	361,801			
	中水メーター取替業務	108,900			
	帝却塔バタフライ弁修理	192,500			
	吊却培バタフライ井修理 B1F駐輪場入口自動ドア修理業務	66,000			
	お お は は は は は は は は は は は は は は は は は は				
	北保3階目期トア修理業務 多目的トイレ修繕	33,000			
		290,400			
48	ホールスイッチャー修理	28,050			

# 和泉市生涯学習センター講習講座一覧

# (令和2年度)

	講座名	開催回数	定員	参加人数	曜日	時間
1	四季と暮らしのはなあしらい	3	20	39	木曜日	10:00~12:00
2	陶芸	18	24	312	火曜日	13:00~15:00
3	着物リメイク	18	10	84	火曜日	13:30~16:30
4	香道入門	9	20	123	土曜日	13:30~15:30
5	健康マージャン入門	16	10	88	火曜日	11:30~13:30
6	健康マージャン初級講座 I	16	50	389	火曜日	13:45~16:45
7	健康マージャン初級講座Ⅱ	16	50	336	火曜日	9:30~12:30
8	仏像彫刻I	27	18	432	金曜日	13:00~16:30
9	仏像彫刻Ⅱ	27	15	246	水曜日	13:00~15:30
10	将棋教室	16	20	202	日曜日	10:00~11:30
11	実用書道	27	20	414	水曜日	13:00~15:00
12	心を込めて絵手紙	9	30	81	土曜日	10:00~12:00
13	リフレッシュヨガ	35	30	461	月曜日	13:30~15:00
14	癒しのヨガ	35	25	513	土曜日	10:30~12:00
15	楽々太極拳	33	20	286	月曜日	14:30~16:00
16	腰掛タップダンス	18	20	242	水曜日	13:30~14:30
17	アロハフラ	18	30	162	木曜日	13:45~15:15
18	日曜日のカントリーダンス	18	20	212	日曜日	10:00~11:30
19	中学生からのJAZZDANCE	34	20	106	木曜日	18:45~20:00
20	コーラス	18	30	252	水曜日	13:30~15:00
21	ゴスペル	18	30	304	金曜日	13:30~15:30
22	なつメロタイム	18	40	724	火曜日	13:00~16:50
23	ウキウキ・ウクレレ	17	25	391	水曜日	15:30~17:00
24	フォークギター・テクてく講座	18	20	146	火曜日	11:00~16:00
25	コカリナを奏でよう	18	10	84	水曜日	13:30~15:00
26	ハンドベル教室	18	15	214	木曜日	10:15~11:45
27	優しいハープ	18	10	72	水曜日	10:00~13:00
28	こどもアート工房	33	15	319	月曜日	15:30~17:30
29	キッズJAZZDANCE	34	各20	514	木曜日	16:30~17:30 17:30~18:30
30	こどもチアリーディング	18	25	156	日曜日	10:30~11:30
31	こども新体操	34	25	753	金曜日	16:40~17:40
32	(短期講座)基礎英会話	27	18	399		10:30~12:00
33	(短期講座)初級英会話	18	18	310	水曜日	15:30~17:00
34	(短期講座)中級英会話	18	18	212	水曜日	13:00~14:40
35	(短期講座)ごきげんBody	18	25	234	水曜日	14:15~15:30
36	(短期講座)ミニトランポリン体操	17	20	162	火曜日	13:30~14:30
37	(短期講座)指で描く!おしゃれなチョークアート	6	10	36	日曜日	13:30~16:00
38	(1日講座)着物地で作る日傘	1	12	9	火曜日	13:00~16:30
39	(1日講座)陶芸体験 片口を作ろう	1	17	15	火曜日	9:30~12:00
40	(市民大学)まちづくり本科	12	25	144	土曜日	13:30~15:30
41	(市民大学)まちづくりスキルアップ学科	12	25	96	土曜日	13:30~15:30
42	(市民大学)観光おもてなし学科	10	25	150	土曜日	10:00~12:00 13:30~15:30
43	(市民大学)彩色文化財の修復と修理	12	50	156	水曜日	13:00~14:30
44	(市民大学)ニュース・事件で考える法	8	50	232	水曜日	13:00~14:30
45	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む3	10	50	420	金曜日	10:30~12:00
46	(市民大学)宇宙と私たち2020	8	50	400	木曜日	15:30~17:00
47	(市民大学)講談で紡ぐ〜社会科が教えない歴史人物の決断	12	70	864	月曜日	10:30~12:00
48	(市民大学)暮らしと園芸と植物レンジャー植物を愛する講師たち	12	50	348	火曜日	10:30~12:00

合計 655 717 8657

# (令和3年度)

47 TT	3年度)					
	講座名	開催回数	定員	参加人数	曜日	時間
1	陶芸	19	17	304	火曜日	13:00~15:00
2	着物リメイク	20	12	108	木曜日	13:30~16:30
3	香道入門	9	14	114	土曜日	13:30~15:30
4	健康マージャン入門	26	10	210	火曜日	11:30~13:30
5	健康マージャン初級講座I	26	50	688	火曜日	13:45~16:45
6	健康マージャン初級講座Ⅱ	26	40	539	火曜日	9:30~12:30
7	仏像彫刻I	29	17	447	金曜日	13:00~16:30
8	仏像彫刻Ⅱ	29	15	234	水曜日	13:00~15:30
9	将棋教室	19	20	316	日曜日	10:00~11:30
10	実用書道	30	20	447	水曜日	13:00~15:00
11	心を込めて絵手紙	10	23	81	土曜日	10:00~12:00
12	リフレッシュヨガ	36	23	410	月曜日	13:30~15:00
13	癒しのヨガ	40	24	636	土曜日	10:30~12:00
14	楽々太極拳	34	13	322	月曜日	14:30~16:00
15	腰掛タップダンス	20	14	242	水曜日	13:30~14:30
16	アロハフラ	20	14	184	木曜日	13:45~15:15
17	日曜日のカントリーダンス	20	14	230	日曜日	10:00~11:30
18	·	16	20	20		
19	中学生からのJAZZDANCE コーラス	19	23	226	木曜日	18:45~20:00 13:30~15:00
20	ゴスペル	20	22	356	金曜日	13:30~15:30
20		20	44	500	□ □ □ □ □	
21	なつメロタイム	20	各24	854	火曜日	13:00~14:50 15:00~16:50
22	ウキウキ・ウクレレ	14	23	320	水曜日	15:30~17:00
23	フォークギター・テクてく講座	19	20	182	火曜日	11:00~16:15
24	コカリナを奏でよう	19	10	116	水曜日	13:30~15:00
25	ハンドベル教室	20	15	220	木曜日	10:15~11:45
26	優しいハープ	19	8	110	水曜日	10:00~13:00
27	こどもアート工房	35	15	280	月曜日	15:30~17:30
21	CC 87 下工房	33	10	200	力唯日	16:30~17:30
28	キッズJAZZDANCE	40	各20	871	木曜日	17:30~17:30
29	こどもチアリーディング	19	24	192	日曜日	10:30~11:30
30	こども新体操	39	24	924	金曜日	16:40~17:40
31	(短期講座)入門英会話	30	18	438	水曜日	10:30~12:00
32	(短期講座)初級英会話	19	18	272	水曜日	15:30~17:00
33	(短期講座)中級英会話	19	18	238	水曜日	13:00~14:40
34	(短期講座)ごきげんBody	19	24	309	水曜日	14:15~15:30
35	(短期講座)ミニトランポリン体操	19	20	235	火曜日	13:30~14:30
36	(短期講座)指で描く!おしゃれなチョークアート	10	12	72	日曜日	13:30~16:00
37	(短期講座) 笑福亭伯枝のおもしろ落語講座	12	6	112	土曜日	10:00~12:00
38	(1日講座)美しい細字の書き方	1	20	17	日曜日	13:30~15:00
- 00	(T I III)		20	11	HEH	13:30~15:30
39	(1日講座)自分だけのオリジナルウクレレ作り	2	各15	27	月曜日	16:00~18:00
40	(1日講座)北欧生地でファブリックパネル作り	1	15	15	月曜日	10:00~12:00
					-	13:00~15:00
41	(1日講座) 永田紗戀の花咲く書道年賀状を描く	2	各15	29	日曜日	16:00~18:00
42	(1日講座)クリスマスリース作り	1	20	17	木曜日	10:00~12:00
43	(1日講座)たのしいフランス額装	1	12	7	日曜日	10:00~12:00
44	(市民大学)まちづくり本科	12	25	144	土曜日	13:30~15:30
45	(市民大学)まちづくりスキルアップ学科	12	25	84	土曜日	13:30~15:30
			0-		[ n <sup>22</sup> →	10:00~12:00
46	(市民大学)観光おもてなし学科	11	25	143	土曜日	13:30~15:30
47	(市民大学)泉州学-弥生文化博物館が発信した考古学界への貢献-	10	72	540	月曜日	13:00~14:30
48	(市民大学)ニュース・事件で考える法(令和3年度前期)	10	50	270	水曜日	13:00~14:30
49	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む4	10	50	460	月曜日	10:30~12:00
50	(市民大学)ピアノ名曲探訪〜生演奏でつづる〜	10	65	650	木曜日	9:45~11:15
51	(市民大学)鬼と文学	8	72	504	木曜日	14:00~15:30
52	(市民大学)幕末・明治維新の英傑に学ぶ	12	72	864	月曜日	15:30~17:00
53	(市民大学)日本遺産 西国三十三所を訪ねる	8	72	576	木曜日	13:00~14:30
54	(市民大学)相続法に関する基礎知識	9	72	522	水曜日	13:00~14:30
55	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む5	8	50	336	月曜日	10:30~12:00
56	(市民大学) 語り継ぎたい昭和の名曲-作曲家・筒美京平の作品-	8	50	232	日曜日	13:30~15:00
57	(市民大学)SDGsをもっと身近に!あなたが割る特貌可能で豊かな社会を考えよう	10	50	110	火曜日	10:30~12:00
58	(市民大学)ヨーロッパはなぜ世界を征したのか すっきり分かるヨーロッパ史	8	72	576	木曜日	10:30~12:00
	스크	004	1699	17 000		

合計 994 1623 17,982

### (令和4年度)

	講座名	開催回数	定員	参加人数	曜日	時間
1	陶芸	24	24	410	火曜日	13:00~15:00
2	着物で楽しいリメイク講座	24	12	218	木曜日	13:30~16:30
3	香道入門	12	20	154	土曜日	13:30~15:30
4	健康マージャン入門講座	32	10	258	火曜日	11:30~13:30
5	健康マージャン初級講座 I	32	60	904	火曜日	13:45~16:45
6	健康マージャン初級講座Ⅱ	32	50	1,107	火曜日	9:30~12:30
7	仏像彫刻I	36	18	624	金曜日	13:00~16:30
8	仏像彫刻Ⅱ	36	15	339	水曜日	13:00~15:30
9	明解!! 将棋教室	24	20	492	日曜日	10:00~11:30
	水田紗戀の花咲く書道	9	12	54	日曜日	13:30~15:00
10						+
11	実用書道	36	20	435	水曜日	13:00~15:00
12	心を込めて絵手紙	12	30	162	土曜日	10:00~12:00
13	リフレッシュヨガ	45	30	630	月曜日	13:30~15:00
14	癒しのヨガ	47	25	647	土曜日	10:30~12:00
15	楽々太極拳	43	20	421	月曜日	14:30~16:00
16	腰掛タップダンス	24	20	290	水曜日	13:30~14:30
17	アロハフラ	24	20	184	木曜日	13:45~15:15
18	日曜日のカントリーダンス	24	20	272	日曜日	10:00~11:30
19	中学生からのJAZZDANCE	47	20	181	木曜日	18:45~20:00
20	コーラス	24	30	330	水曜日	13:30~15:00
21	ウキウキ・ウクレレ	22	30	596	水曜日	15:30~17:00
22	ゴスペル	24	30	648	金曜日	13:30~15:30
			_			13:00~14:50
23	なつメロタイム	24	各30	1,054	火曜日	15:00~16:50
24	フォークギター・テクてく講座	24	20	192	火曜日	11:00~16:15
25	コカリナを奏でよう	24	10	160	水曜日	13:30~15:00
26	ハンドベル教室	24	15	228	木曜日	10:15~11:45
27	優しいハープ	24	10	123	水曜日	10:00~13:00
28	こどもアート工房	43	15	346		
20	こともノート工房	43	19	340	月曜日	15:30~17:30
29	キッズJAZZDANCE	47	各20	897	木曜日	16:30~17:30
				202		17:30~18:30
30	こどもチアリーディング	24	25	292	日曜日	10:30~11:30
31	こども新体操	47	25	925	金曜日	16:40~17:40
32	(短期講座)入門英会話	36	18	657	水曜日	10:30~12:00
33	(短期講座)初級英会話	24	18	294	水曜日	15:30~17:00
34	(短期講座)中級英会話	24	18	306	水曜日	13:00~14:40
35	(短期講座)ごきげんBody	24	25	528	水曜日	14:15~15:30
36	(短期講座)ミニトランポリン体操	24	20	342	火曜日	13:30~14:30
37	(短期講座)永田紗戀の花咲く書道	3	12	36	日曜日	13:30~15:00
38	(短期講座)指で描く!おしゃれなチョークアート	12	12	90	日曜日	13:30~16:00
00	(信相#時) 原石字は44の2217 英字#時	1.0	At C	100	Lelle	10:00~11:30
39	(短期講座) 笑福亭伯枝のおもしろ落語講座	12	各6	138	土曜日	11:30~13:00
40	(1日講座)癒しのパステルアート	1	12	11	土曜日	13:30~14:30
41	(1日講座)楽しく遊べるゴム鉄砲作り	1	15	14	日曜日	10:00~11:30
42	(1日講座)誰でも簡単♪フルイドアート	1	15	6	土曜日	10:00~12:00
43	(1日講座)永田紗戀の花咲く書道 年賀状を描く	1	15	14	水曜日	13:00~15:00
44	(市民大学)まちづくり本科	12	25	288	土曜日	13:30~15:30
45	(市民大学)まちづくりスキルアップ学科	12	25	96	土曜日	13:30~15:30
40	(中心八十/より ラミックモル・ノッノ 子科	14	40	30	工権口	
46	(市民大学)観光おもてなし学科	11	25	220	土曜日	10:00~12:00
47	(大豆工)(大豆工)(大豆工)(大豆工)(大豆工)(大豆工)(大豆工)(大豆工)		F-0	010	A rill □	13:30~15:30
47	(市民大学)泉州学 - 和泉市の地域資源を知る	8	50	312	金曜日	13:00~14:30
48	(市民大学)ニュース・事件で考える法(令和4年度前期)	8	50	144	水曜日	13:00~14:30
49	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む6	8	50	384	月曜日	10:30~12:00
50	(市民大学)ピアノ名曲探訪~生演奏でつづる	10	100	1,000	木曜日	9:45~11:15
	(市民大学)宮沢賢治の人と作品-イーハトーヴを探索する-	10	72	720	水曜日	10:30~12:00
51		8	72	408	金曜日	10:30~12:00
51 52	(市民大学)『列仙伝』を読む-仙人たちはどう やって長生きしたのか		50	112	木曜日	10:30~12:00
	(市民大学)「列仙伝技器なー仙人たちはどう やって長生きしたのか (市民大学)短歌から見る近代日本の社会と人々	8	50			
52		8 9	50 72	648	木曜日	13:00~14:30
52 53	(市民大学)短歌から見る近代日本の社会と人々			648 390		13:00~14:30
52 53 54	(市民大学)短駅から見る近代日本の社会と人々 (市民大学)高齢社会における生前整理(終活) (市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む7	9 10	72	390	木曜日月曜日	13:00~14:30 10:30~12:00
52 53 54 55	(市民大学)短歌から見る近代日本の社会と人々 (市民大学)高齢社会における生前整理(終活)	9	72 50		木曜日	13:00~14:30

合計 1225 1727 22351

# (令和5年度)

( 13 /	N 3 午及 <i>)</i>					ı
	講座名	開催回数	定員	参加人数	曜日	時間
1	陶芸	24	24	442	火曜日	13:00~15:00
2	着物で楽しいリメイク講座	24	12	270	木曜日	13:30~16:30
3	香道入門	10	20	109	土曜日	13:30~15:30
4	健康マージャン入門講座	32	10	198	火曜日	11:30~13:30
5	健康マージャン初級講座 I	32	60	874	火曜日	13:45~16:45
6	健康マージャン初級講座Ⅱ	32	50	1,320	火曜日	9:30~12:30
7	仏像彫刻 I	36	18	603	金曜日	13:00~16:30
8	仏像彫刻Ⅱ	36	15	384	水曜日	13:00~15:30
9	明解!! 将棋教室	24	20	628	日曜日	10:00~11:30
10	永田紗戀の花咲く書道	12	12	74	日曜日	13:30~15:00
11	実用書道	36	20	342	水曜日	13:00~15:00
12	心を込めて絵手紙	12	30	166	土曜日	10:00~12:00
13	リフレッシュヨガ	43	30	624	月曜日	13:30~15:00
14	癒しのヨガ	46	25	653	土曜日	10:30~12:00
15	楽々太極拳	42	20	483	月曜日	14:30~16:00
16	腰掛タップダンス	24	20	288	水曜日	13:30~14:30
17	日曜日のカントリーダンス	23	20	246	日曜日	10:00~11:30
18	中学生からのJAZZDANCE	47	20	166	木曜日	18:45~20:00
19	コーラス	23	30	323	水曜日	15:30~17:00
20	ウキウキ・ウクレレ	22	30	638	水曜日	15:30~17:00
21	ゴスペル	24	48	688	金曜日	13:30~15:30
22	なつメロタイム	23	各30	1,219	火曜日	13:00~14:50
		20	Доо	1,210	ノい田口	15:00~16:50
23	フォークギター・テクてく講座	24	20	192	火曜日	11:00~16:15
24	ハンドベル教室	24	15	246	木曜日	10:15~11:45
25	優しいハープ	24	10	168	水曜日	10:00~13:00
26	こどもアート工房	42	15	475	月曜日	15:30~17:30
27	キッズJAZZDANCE	47	各20	886	木曜日	16:30~17:30 17:30~18:30
28	こどもチアリーディング	24	25	214	日曜日	10:30~11:30
29	こども新体操	45	25	359	金曜日	16:40~17:40
30	(短期講座)入門英会話	36	18	693	水曜日	10:30~12:00
31	(短期講座)初級英会話	23	18	241	水曜日	15:30~17:00
32	(短期講座)中級英会話	23	18	240	水曜日	13:00~14:40
33	(短期講座)ごきげんBody	24	25	528	水曜日	14:15~15:30
34	(短期講座)ミニトランポリン体操	24	20	552	火曜日	13:30~14:30
35	(短期講座)指で描く!おしゃれなチョークアート	12	12	86	日曜日	13:30~16:00
36	(短期講座) 笑福亭伯枝のおもしろ落語講座	12	各6	147	土曜日	10:00~11:30 11:30~13:00
37	(1日講座)陶芸1日体験〜貼り絵皿を作ろう〜	1	18	10	日曜日	10:00~12:00
38	(1日講座)初心者向け 基本の糸かけアート	1	8	6	土曜日	13:30~15:30
39	(1日講座)ドライフラワーでワイヤーリース	1	20	11	土曜日	10:00~12:00
40	(市民大学)まちづくり本科	12	25	144	土曜日	13:30~15:30
41	(市民大学)まちづくりスキルアップ学科	12	25	108	土曜日	13:30~15:30
42	(市民大学)観光おもてなし学科	11	25	88	土曜日	10:00~12:00 13:30~15:30
43	(市民大学)泉州学2-和泉市の歴史の井戸を掘る	9	50	297	金曜日	13:00~14:30
44	(市民大学)高齢社会における相続-具体的事例で学ぶ	10	72	580	水曜日	13:00~14:30
45	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む8	10	50	430	月曜日	10:30~12:00
46	(市民大学)祭りとイベントの地域観光学	10	50	130	日曜日	13:00~14:30
47	(市民大学)「悠久の古代エジプト王朝史」ー王家の女性をめぐる王朝史を辿るー	12	72	864	月曜日	13:00~14:30
48	(市民大学)西洋音楽史の流れをたどる旅	10	100	810	水曜日	10:30~12:00
49	(市民大学)現代の若者たちは何を考えているのか	8	50	120	木曜日	10:30~12:00
50	(市民大学)ニュース・事件で学ぶ法知識2023	8	50	128	水曜日	13:00~14:30
51	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む9	10	50	390	月曜日	10:30~12:00
52	(市民大学)大大阪モダニズムと芸術 ~「大大阪」の時代からEXPO70~	10	50	330	金曜日	14:00~15:30
53	(市民大学)大阪発のエンタメ小袋を読む ~江戸川乱歩から司馬産太郎、小松左京、東野生吾まで	10	72	660	火曜日	14:00~15:30
54	(市民大学)はじめて学ぶ日本建築の歴史	12	72	816	木曜日	13:30~15:00
	合計	1168	1670	21687	•	1

#### (令和6年度)

(令和	和6年度)					
	講座名	開催回数	定員	参加人数	曜日	時間
1	陶芸	24	24	358	火曜日	13:00~15:00
2	着物で楽しいリメイク講座	24	12	276	木曜日	13:30~16:30
3	香道入門	12	20	150	土曜日	13:30~15:30
4	健康マージャン入門講座	24	10	280	火曜日	11:30~13:30
5	健康マージャン初級講座 I	32	60	1,118	火曜日	13:45~16:45
6	健康マージャン初級講座Ⅱ	32	50	1,432	火曜日	9:30~12:30
7	仏像彫刻 I	36	18	552	金曜日	13:00~16:30
8	仏像彫刻Ⅱ	36	15	369	水曜日	13:00~15:30
9	明解!! 将棋教室	24	20	569	日曜日	10:00~11:30
10	永田紗戀の花咲く書道	12	12	95	日曜日	13:30~15:00
11	笑福亭伯枝のおもしろ落語講座	12	各6	123	土曜日	10:00~11:30 11:30~13:00
12	実用書道	36	15	303	水曜日	13:00~15:00
13	心を込めて絵手紙	12	30	160	土曜日	10:00~12:00
14	リフレッシュヨガ	42	30	586	月曜日	13:30~15:00
15	癒しのヨガ	47	25	772	土曜日	10:30~12:00
_	楽々太極拳	40	20	432	月曜日	14:30~16:00
	腰掛タップダンス	24	20	264	水曜日	13:30~14:30
18	ミニトランポリン体操	24	24	551	火曜日	13:30~14:30
19	日曜日のカントリーダンス	24	20	355	日曜日	10:00~11:30
	中学生からのJAZZDANCE	47	20	202	木曜日	18:45~20:00
21	コーラス	24	30	392	水曜日	13:30~15:00
22	ウキウキ・ウクレレ	22	30	642	水曜日	15:30~17:00
23	ゴスペル	24	48	836	金曜日	13:30~15:30
	なつメロタイム	24	各35	1,358	火曜日	13:00~14:50 15:00~16:50
25	フォークギター・テクてく講座	24	20	192	火曜日	11:00~16:15
26	ハンドベル教室	24	15	232	木曜日	10:15~11:45
27	優しいハープ	24	10	150	水曜日	10:00~13:00
28	こどもアート工房	42	15	542	月曜日	15:30~17:30
29	キッズJAZZDANCE	46	各20	632	木曜日	16:30~17:30 17:30~18:30
30	こどもチアリーディング	24	25	252	日曜日	10:30~11:30
31	(短期講座)入門英会話	36	18	685	水曜日	10:30~12:00
32	(短期講座)初級英会話	23	18	290	水曜日	15:30~17:00
33	(短期講座)中級英会話	23	18	220	水曜日	13:00~14:40
34	(短期講座)ごきげんBody	24	30	692	水曜日	14:15~15:30
35	(短期講座)指で描く!おしゃれなチョークアート	12	12	121	日曜日	13:30~16:00
36	(1日講座)キャンパスに描く!アルコールインクアート体験	12	15	6	日曜日	13:30~15:30
37	(1日講座)優しい秋色で生花のアレンジメント	1	20	8	土曜日	10:00~12:00
38	(1日講座)ポーセラーツガラス講座	1	20	13		13:00~16:00
39	(市民大学)まちづくり本科	12	25	132	土曜日	13:30~15:30
40	(市民大学)まちづくりスキルアップ学科	12	25	72	土曜日	13:30~15:30
41	(市民大学)観光おもてなし学科	11	25	77	土曜日	10:00~12:00 13:30~15:30
42	(市民大学)泉州学3―より広く泉州を知る	10	50	410	木曜日	13:00~14:30
43	(市民大学)事件・記録から学ぶ法知識(実践編)	8	50	80	水曜日	13:00~14:30
43	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む10	10	50	440	月曜日	10:30~12:00
45	(市民大学)知って楽しい 世界の名画	10	72	720	水曜日	10:30~12:00
46	(市民大学)最新研究で学ぶ鎌倉幕府と室町幕府	10	72	720	木曜日	10:30~12:00
47	(市民大学)聖徳太子と法隆寺1400年の祈り	11	72	792	金曜日	13:30~15:00
48	(市民大学)判例・事例から学ぶ法知識(2024年秋)	8	50	216	水曜日	13:00~14:30
49	(市民大学)『源氏物語』五十四帖を読む11	10	50	430	月曜日	10:30~12:00
50	(市民大学)ピアノ名曲探訪~生演奏でつづる	10	130	1,300	大曜日 木曜日	9:45~11:15
51	(市民大学) 日中同時代の人物比較	10	72	720		13:30~15:00
52	(市民大学)したかい6500の世界-地球について考える-	10	72	864	人曜日 大曜日	10:30~12:00
53	(市民大学)日本近現代文芸の魅力への誘い	10	72	720	木曜日	14:00~15:30
00	(川氏八子) 日本近先代文芸の魅力・のあり・	1117	1737	23903	/下唯由 日	11.00 -10.00

合計 1117 1737 23903

#### 施設の利用許可申請に関する運用について

施設の利用許可申請に係る運用は、生涯学習センター条例施行規則に定めるほか、下記のとおり実施するものとし、適切に運営を行うこと。

#### (1) 申請者別の利用申込開始期間について

利用申請者	利用施設	利用申込開始期間	利用許可方法
市主催事業等(※1)	弥生の風ホール・ 生涯学習センター	14 か月前の 1~15 日	利用希望が重複した場合 は、月末までに事業規模 等を勘案して、市が調 整・決定(※2) 決定後、生涯学習センタ ーに利用許可申請を行 う。 13 か月前からは先着順
後援名義使用 許可団体	弥生の風ホール・ 生涯学習センター	13 か月前から	先着順
	弥生の風ホール	12 か月前から	当該月1日抽選 2日以降先着順
市民等	生涯学習センター	6か月前から	当該月1日抽選 2日以降先着順
その他	弥生の風ホール	11 か月前から	先着順
C ON IE	生涯学習センター	5か月前から	先着順

- ※1 指定管理者・関係団体(以下「関係団体等」という。)が利用する事業について、市担当部署が関係団体等からの依頼等を受けて申し込む場合は市主催事業等とみなす。申請書内の担当者欄は、「市担当部署、担当者名」を記載すること。利用申請者と請求先を変更したいときは、「請求先名、代表者名、所在地、電話番号」を記載するものとする。
- ※2 14 か月前の調整により変更後、再度の利用日等の変更を行う場合は、1回に限り無料で対応可能
- ※3 1時間単位での利用に係る受付期間は、利用日の14日前(この日が休館日のときは、直前の開館日)から利用日までの間とする。

### 電気自動車普通充電器及び急速充電器の利用実績について

- 1. 設置状況 普通充電器 1 台、急速充電器 1 台の計 2 台
- 2. 年間最大利用実績(令和2年度~令和6年度)

#### (1)普通充電器

	R2
回数(回)	404
電力量(kWh)	1227.68
利用時間(時間/分/秒)	384:18:57

R6 年度単価(概算)29.25 円/kWh 1227.68kWh×29.25 円=35909.64 円 ≒35,909 円

#### (2) 急速充電器

	R4
回数(回)	2754
電力量(kWh)	31882.17
利用時間(時間/分/秒)	1210:10:35

R6 年度単価(概算) 29. 25 円/kWh 31882. 17kWh×29. 25 円=932, 553. 4725 円 ≒932, 553 円

# 駐車場の利用料金設定について

- 1. 条例に定める上限額(和泉市生涯学習センター条例第 11 条関係) 1時間につき、200円
- 2. 現指定管理者による利用料金設定額 2時間まで無料、以降30分ごと100円

#### 障がい者減免について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付を受けている者が、和泉 シティプラザの利用に伴い、駐車場を利用する場合、利用料金の減免対象となる。

対 象 者:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(以下、「対象手帳」と

言う。)のいずれかをお持ちの方

減 免 内 容:駐車場入庫から4時間まで無料

和泉市生涯学習センター条例(一部抜粋)

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

和泉市生涯学習センター条例施行規則(一部抜粋)

(利用料金の減免)

第 10 条 条例第 12 条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき 委員会が必要と認めた額

和泉市生涯学習センターの管理運営に関する要綱(一部抜粋)

(利用料金の減免)

- 第5条 規則第10条第3号に規定する委員会が必要と認めるものは、次に掲げるものとし、その 額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 駐車場利用料金の減額又は免除
    - ウ 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 2 8 3 号) 第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱 (昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号) に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳 (以下「身体障がい者手帳等」という。)の交付を受けている者が、和泉シティプラザの利用に伴い、駐車するとき 4 時間
  - 2 前項第1号ウの規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、身体障がい者手帳等を提示し、確認を受けるものとする。

#### 和泉シティプラザフォーラム会議について

#### 1. 設置目的

- ①和泉シティプラザの管理運営にかかる検討及び調整
- ②適正かつ効率的な市民サービスの向上

#### 2. 設置根拠

和泉シティプラザフォーラム会議設置要綱

#### 3. 委員構成

- ・議長…生涯学習推進室長(和泉シティプラザ館長)
- ·副議長…生涯学習推進室 生涯学習担当課長
- ・委員…人権・男女参画室 人権・男女参画担当課長
- ・委員…健康づくり推進室 健康増進担当総括主幹
- ・委員…子育て支援室 こども支援担当 総括主幹
- ・委員…市民室 出張所担当課長
- ・委員…和泉市立シティプラザ図書館指定管理者の代表
- ・委員…和泉市シティプラザ指定管理者の代表 (事務局)

和泉シティプラザの指定管理者

#### 4. 和泉シティプラザの組織図

役割 指定管理者 名称 所管課 (委託事業者) 施設管理 生涯学習センター ※弥生の風ホールを含む 教育委員会生涯学習部 (一財)公共施設管理公 生涯学習推進室 社 生涯学習担当 事業運営 教育委員会生涯学習部 シティプラザ図書館 生涯学習推進室 事業運営 (株) 図書館流通センター 生涯学習担当 総務部 (一財) 大阪府男女共 男女共同参画センター 人権・男女参画室 同参画推進財団 事業運営 人権・男女参画担当 (NP0法人) 和泉100人 委員会 保健福祉センター 子育て健康部 (一部) (公社) シルバー 健康づくり推進室 事業運営 人材センター 健康増進担当 市民生活部 (一部) (株) マックス シティプラザ出張所 市民室 コム 事業運営 (一部) (株) バックス 出張所担当 グループ 子育て健康部 第2ふたば幼児教室 子育て支援室 事業運営 こども支援担当

#### 5. 各機能の職員人数と委託形態

3. 竹戏形 <sup>以</sup>	双 こ 女	こすしハクス	72				
各機能の名称		職員等人数				委託	指定管理業務(委託)の内容
	職員	プ	非	ア	計	状況	
生涯学習センター		3		1	4	指定管理	事業運営、貸館等窓口業務、総合案内業務
シティプラザ図書館		24			24	指定管理	窓口業務、資料整理業務
男女共同参画センター					0	委託	事業運営を財団、窓口業務をNPOに委託
保健福祉センター	12		1	5	18	一部委託	教養講座及び施設利用受付業務
シティプラザ出張所	13		4	8	25	一部委託	・マイナンバーカード交付事務等支援業務
							・和泉市戸籍への振り仮名記載等支援業務
							(5/26∼)
第2ふたば幼児教室	2			4	6	直営	
計	27	26	6	18	77		

職員:市職員、プ:プロパー、非:再任用、会計年度 (基幹)、ア:会計年度 (補助)、 臨時職員 (パート・アルバイト) 6. 施設管理(建築・設備・備品等)の所管について

和泉シティプラザの施設全体の維持管理を受け持つ生涯学習センターの指定管理者は、通常施設管理に必要な清掃管理業務・環境衛生業務・保安警備業務・植裁管理業務など、全体に必要な建築、設備保守管理業務(予算が伴う各機能の個別修繕を除く。)並びに通常必要な光熱水費等の経費について予算化し収支決算を行う。

- ●生涯学習担当が所管するもの
  - ①施設全体の調整 (予算措置を除く。)
    - ・所管部局をまたがる増改築工事などの調整
    - ・新たな機能の配備
  - ②施設の保全管理
    - ・計画修繕工事(屋上防水・舗装等の計画的建築工事・電気、空調設備等の設備工事)
    - ・生涯学習センター及び共用部分の改築工事(大規模なレイアウト変更、改修)
- ●生涯学習センターの指定管理者が行うもの
  - ①施設の保全管理
    - ・保守管理 清掃管理業務、環境衛生業務、保安警備業務、植裁管理業務及び全体に必要な建築、設備保守点検管理業務
    - ・一般修繕 一件30万円を超えない範囲での生涯学習センター及び共用エリアの日常 修繕、内装等の建築修繕並びに全ての各種電気機械設備機器等(生涯学習 センターを除く個別機能に必要な機器を除く。)の修繕
  - ②施設の維持管理
    - ・建築的維持 防災施設、エレベーター、エスカレーター、消火器避難器具等、ドア等各機能を分離する設備(男女共同参画センター図書コーナーシャッターを除く。)
    - ・設備的維持 エレベーター、空調設備、電話設備、電気錠、駐車場管制設備、情報表示 装置、防犯監視システム設備等、一般維持(電球や消耗品の交換等)
    - ・光熱水費 通常必要な光熱水費(電気・ガス・上水道・下水道)及び電話料金の予算 化及び支払い決算
  - ③消耗備品
    - ・ 生涯学習センター及び共用エリアに配置する備品の管理及び修繕(1件50万円以内)
    - ・指定管理者自主事業に必要とする備品の新規購入
    - 共有の情報設備備品等の保守修繕
      - ○館内LAN (施設管理予約システム)
      - ○情報表示システム
      - ○マルチビジョン

#### ●各機能が所管するもの

- ①施設の保全管理
  - ・一般修繕 〇所管エリアにおける照明器具・受話器などの取り替え修繕等の日常修繕 〇内装等の建築修繕(所管エリアの外部ガラス破損は含まず。)
    - ○所管エリアのみに存在する建築、設備機器の修繕(風呂の濾過、冷水器等)
  - ・個別改修 所管エリア (一部共用部分を含む。) の大規模なレイアウト変更、改修工 事、室内配線 (電気、電話、ネット回線など) の変更改修
- ②施設の維持管理
  - ・所管エリアの維持管理に必要な消耗品類(一般的な電球、蛍光灯及び空調機のフィルター

は除く。)

#### ③備品

- ・所管エリアに配置する備品(消防・防犯備品を除く。)及び各機能が必要とする備品の管理及び修繕
- ・館内LAN(施設管理予約システム)に必要な消耗品類
- ・各機能が個別に必要とする情報設備備品等
  - ○図書館検索システム
  - ○住民情報システム
  - ○出張所窓口システム
  - ○財務会計システム用パソコンとプリンター (LAN共有)

#### ●その他

所管が分かりにくいものの取り扱いについては、和泉シティプラザフォーラム会議にて関係部 局と協議の上、決定する。

# 資料 22

## 現行予約システム仕様について

設置場所	種別	メーカー	品番	OS	数量	備考
生涯学習センター 収納庫	サーバー	HP	P16930-291	Windows Server 2019 Standard	1	モニター含む
	バックアップ用ストレージ	BUFFALO	TS3420DN0404	_	1	
	バックアップ用ストレージ	BUFFALO	HD-QL4TU3_R5J	_	1	
	無停電電源装置	HP	Q1F49A	_	1	
	ネットワーク機器	Fortigate	FG-60F-FC	_	1	
	デスクトップPC	HP	9DF60AV-DUZG	Windows 10 Pro	3	モニター含む
	ノートPC	HP	508M3AV-AALJ	Windows 10 Pro	1	
生涯学習センター	モノクロレーザープリンタ	EPSON	LP - S3290	_	1	
受付	カラーレーザプリンタ	EPSON	LP-S7180Z	_	1	
	チケットプリンタ	TEC		_	1	
	磁気カードリーダ	sanwa	ABS-L31U	_	2	
生涯学習センター	デスクトップPC	HP	9DF60AV-DUZG	Windows 10 Pro	1	モニター含む
総合案内所	チケットプリンタ	TEC		_	1	
生涯学習センター	ノートPC	HP	508M3AV-ADYP	Windows 10 Pro	4	
事務所	カラーレーザプリンタ	EPSON	LP-S7180Z	_	1	
男女共同参画セン	デスクトップPC	HP	9DF60AV-DUZG	Windows 10 Pro	1	モニター含む
ター	カラーレーザプリンタ	EPSON	LP-S7160Z	_	1	
保健福祉センター	デスクトップPC	HP	9DF60AV-DUZG	Windows 10 Pro	1	モニター含む
受付	カラーレーザプリンタ	EPSON	LP-S7160Z	_	1	
防災センター	ノートPC	HP	508M3AV-AALJ	Windows 10 Pro	1	
中央監視室	ノートPC	HP	508M3AV-AALJ	Windows 10 Pro	1	

<sup>※</sup>ハードウェアとソフトウェア等一式の保守を含む。